

第三期丸森町子ども・子育て支援事業計画

(案)

令和7年2月
宮城県 丸森町

丸森の、 おとなたちへ。

丸森町の豊かな自然と文化の中で、
故郷に愛着と誇りを持ち、心豊かで健やかに育ってほしい。
そう、みんなが願う丸森のこどもたち。

故郷を残すために、だからこそ。
変わるべきは「おとなたち」なのかも。

追いかけていた夢があるなら「一緒にがんばろう」と、手を繋ごう。
旅立ちたい道があるなら「行ってらっしゃい」と、背中を押そう。
いつか舞い戻った時には「おかえりなさい」と、抱きしめよう。

今こそ、全力で。

こども全力応援宣言

令和6年1月1日 宮城県丸森町



丸森町
MARUMORI TOWN



● ● 目 次 ● ●

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨・背景	1
第2節 計画の位置付け・計画期間	3
第3節 策定体制	6
第2章 丸森町のこども・子育てを取り巻く現状	7
第1節 丸森町の現状	7
第2節 教育・保育の状況	17
第3節 子育て家庭の状況（アンケート調査結果概要）	19
第4節 第二期計画での取組状況	29
第3章 計画の基本理念・基本目標	37
第1節 基本理念	37
第2節 基本目標	38
第4章 こども・子育て支援施策の展開	39
第1節 施策体系	39
第2節 施策の取組	41
基本目標1 親とこどもが健康な生活を送ることができる	41
基本目標2 切れ目なく支援につながり、安心して子育てができる	44
基本目標3 地域とともにこどもの健やかな成長を支える環境がある	49
基本目標4 仕事と子育ての両立ができる	53
基本目標5 こども・家庭の状況に応じたきめ細かな支援を受ける ことができる ..	55
基本目標6 結婚や子育てに希望の持てる人を増やす	61
第5章 教育・保育施設及び地域子ども子育て支援事業の確保 （子ども・子育て支援事業計画）	63
第1節 教育・保育提供区域の設定	63
第2節 教育・保育の提供	64
1 計画期間における児童数の見込み	64
2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	66
第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実	70
1 地域子ども・子育て支援について	70
2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について	80
第6章 計画推進	81
第1節 計画の推進体制	81
第2節 計画の進行管理	82

【「こども」の表記について】（校正中）

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和４年９月１５日付け事務連絡で「こども」表記の推奨について（依頼）と題して、各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

（特別な場合の判断）

① 法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」

② 固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

本町においても、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。
（特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いとします。）

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨・背景

1 計画策定の趣旨

わが国の合計特殊出生率は昭和 42 年以降減少し続け、平成 17 年には 1.26 まで落ち込み、平成 27 年に 1.45 まで回復したものの、令和 4 年には再び 1.26 となり、出生数は過去最低となるなど、人口を維持するのに必要な水準である 2.07 を大きく下回り、少子化の進行が加速しています。

こうした流れの中、国ではすべてのこどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「こども基本法」が令和 5 年 4 月に施行され、同年 12 月には「こども大綱」が定められました。また、次世代育成支援対策推進法が 10 年間延長され、地域や職場における子育てしやすい環境の整備に向け、引き続き地域のほか事業主の取り組み支援の充実も図ることとされています。

丸森町（以下「本町」という。）においても少子化問題は依然重要な課題であり、平成 27 年度から国の子ども・子育て支援新制度に対応しつつ、「すべての子どもが健やかに育つよう、みんなでそれぞれができることを行い、子どもと子育て家庭を地域全体で支えていくまちづくりをすすめていきます」を基本理念として、「第二期丸森町子ども・子育て支援事業」計画を策定し、子育て支援を推進してきました。

令和 6 年 1 月には「こどもの未来を全力応援！丸森町」をキャッチフレーズとした子育て応援宣言を行い、宣言の周知とともに、町民が一丸となって子育てにやさしいまちづくりを推進しています。

この度第二期計画が最終年度を迎えることから、令和 7 年度を初年度とする今後 5 年間の本町の子ども・子育て支援について定める第三期丸森町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き、きめ細かい・切れ目のない子ども・子育て支援環境の充実に取り組みます。

2 子ども・子育てに関する法律、制度等の動向

新たな計画策定にあたり、近年の子ども・子育てに関する法律、制度等の動向を次のとおり整理します。

図表 子ども・子育てに関する法律、制度等の動向

平成23年	●子ども・子育て関連3法成立
平成27年	●子ども・子育て新制度開始。第一期子ども・子育て支援事業計画スタート
令和元年	●幼児教育・保育の無償化（幼保無償化）を実施 ●子ども・子育て支援法が改正 ●子ども・子育て支援法に基づく基本指針 ^{※1} の改正・第二期子ども・子育て支援事業計画策定 ●子供の貧困対策に関する大綱
令和3年	●「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定 ⇒「こどもまんなか社会 ^{※2} 」の実現を目指すことが趣旨
令和5年	●こども基本法施行 ⇒児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。 ●こども家庭庁創設 ⇒「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担う。子ども・子育て支援事業計画を含む、こども施策 ^{※3} は、こども家庭庁に移管された。 ●こども未来戦略・こども大綱が閣議決定
令和6年	●子ども・子育て支援法等の改正案が成立 ⇒児童手当の拡充、こども誰でも通園制度の創設など子育て世代への支援を拡充するほか、財源確保のため公的医療保険に上乗せして徴収する新たな支援金制度を2026年度に創設 ●次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の改正 ⇒令和7年3月までの時限法が令和17年3月まで延長 ●基本指針の改正・第三期子ども・子育て支援事業計画策定 ●子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

※1：子ども・子育て支援に関する施策を進めるための基本的な考え方を示したもので、自治体はこの指針をもとに計画を策定。

※2：常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策をわが国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、というもの。

※3：新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備、及びこれらと一体的に進める必要のある施策（地域子ども・子育て支援事業などを含む）のこと（こども基本法第2条）。

1 計画の位置付け

策定にあたっては、これまで進めてきた次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく「次世代育成支援対策行動計画」における取り組み、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条の規定及び子供の貧困対策に関する大綱に基づく「子どもの貧困対策推進計画」にかかる取り組みについても、こどもと子育て家庭に関わる施策を踏まえて定めることとします。同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めます。

■ 国

- ◎ 子ども・子育て支援法
第 61 条第 1 項
- ◎ 次世代育成支援対策推進法
第 8 条
- ◎ 子ども・子育て支援法に基づく基本方針
- ◎ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
第 10 条
- ◎ 子供の貧困対策に関する大綱

連携

■ 宮城県

宮城県子ども計画（仮称）

丸森町

丸森町総合計画

丸森町地域福祉計画

丸森町子ども・子育て支援事業計画
（子どもの貧困対策計画を含む）

連携・整合

■ 関連計画

- 丸森町教育振興基本計画
- 元気まるもり健康づくりプラン
- 丸森町障害者計画
- 丸森町障害福祉計画・障害児福祉計画等

■ その他関連計画・分野

- 男女共同参画・防災・住まい・生活基盤等

子ども・子育て支援に関わる取り組み

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第八条

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）】

（都道府県計画等）

第十条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

2 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、国、県の動向を勘案しながら、今後策定が見込まれる「市町村こども計画」との整合を図り、それぞれの支援対象別や重なる部分、社会情勢や本町の状況を踏まえ、子ども・子育て支援施策へ反映していくこととします。

図表 計画期間



3 SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）では、持続可能な社会の実現に向けて、「誰一人取り残さない」ことを目指しています。

本計画における各施策・事業の推進にあたっては、こどもをはじめ、子育て家庭を中心に、多様な主体が連携して安心してこどもを生み、育てる環境の実現に向けて SDGs の理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。



第3節 策定体制

計画策定にあたっては、子育て家庭の現状や意向、関係者との審議など、幅広い意見を反映するよう努めました。

1 子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたっては、保護者、子育て支援事業関係者、学識経験者で組織する「丸森町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容及び施策推進に関する事項についての審議を行いました。

2 アンケート調査の実施

本計画策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者、中学生、高校生を対象として、次のことを把握するアンケート調査を実施しました。

- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。
- 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- 中学生、高校生の丸森町での暮らしの意識・意見を把握すること。
- 生活実態（貧困の状態）を把握すること。

図表 アンケート調査実施概要

項目	区分	配布数	回収数	未回収票数	回収率
調査対象	就学前児童のいる世帯	297 票	218 票	79 票	73.4%
	小学生のいる世帯	392 票	349 票	43 票	89.0%
	中学生	151 票	125 票	26 票	82.8%
	高校生	259 票	99 票	160 票	38.2%
	小学5年生児童・保護者	80 票	68 票	12 票	85.0%
	中学2年生生徒・保護者	92 票	73 票	19 票	79.3%
調査期間	令和6年2～3月				
調査方法	就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯：施設、学校での配付・回収 中学生：学校での配付・回収 高校生：郵送での配付・回収 小学5年生児童・保護者、中学2年生生徒・保護者：学校配付・回収				

3 パブリックコメント（意見公募）の実施

本計画の策定にあたり、令和7年2月14日から2月28日までの間パブリックコメント（意見公募）を実施し、幅広く意見を募集しました。

4 庁内連携

庁内の各課等で組織する「丸森町こどもの未来を全力応援推進本部」を設置し、総合的な子育て支援対策及び推進についての協議を行いました。

第2章 丸森町のこども・子育てを取り巻く現状

第1節 丸森町の現状

統計数値について

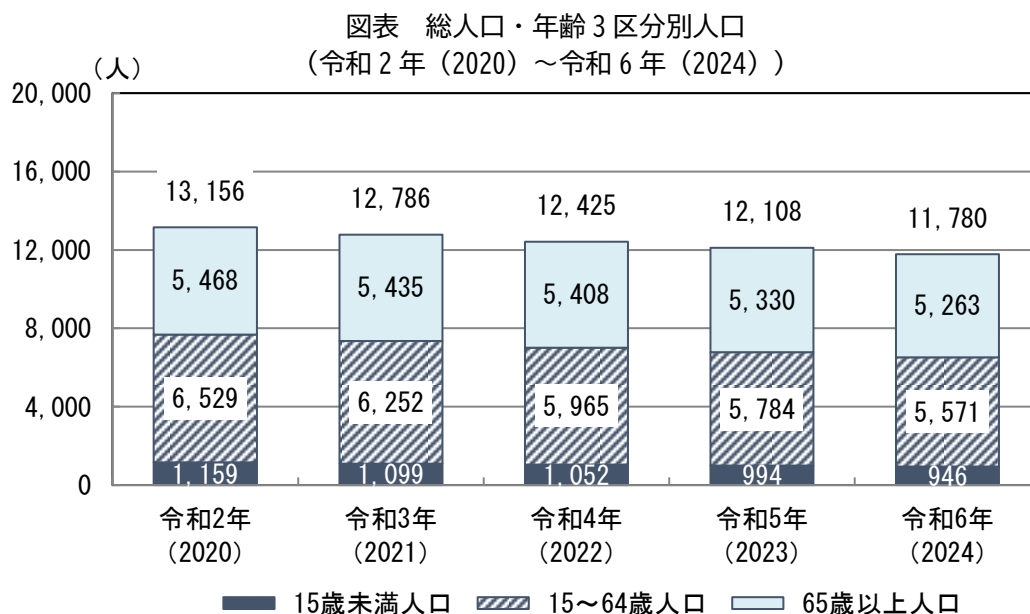
- 掲載の数値は各種統計数値及び実施事業の結果を掲載しています。
- 図表の構成比（百分率）は、小数点第2位以下を四捨五入して表記しており、比率の合計が100.0%とならない場合があります。

1 人口

（1）総人口・年齢3区分別人口

本町の総人口は減少傾向にあり、令和6年4月1日現在で11,780人（男性5,937人、女性5,843人）となっています。令和2年から5年で10.5%（1,376人）減少しています。

また、年齢3区分別人口比率で推移をみると、5年間で15歳未満人口が18.4%（213人）、15～64歳人口が14.7%（958人）、65歳以上人口が3.7%（205人）の減少となっており、各区分で町の人口減少を加速させています。



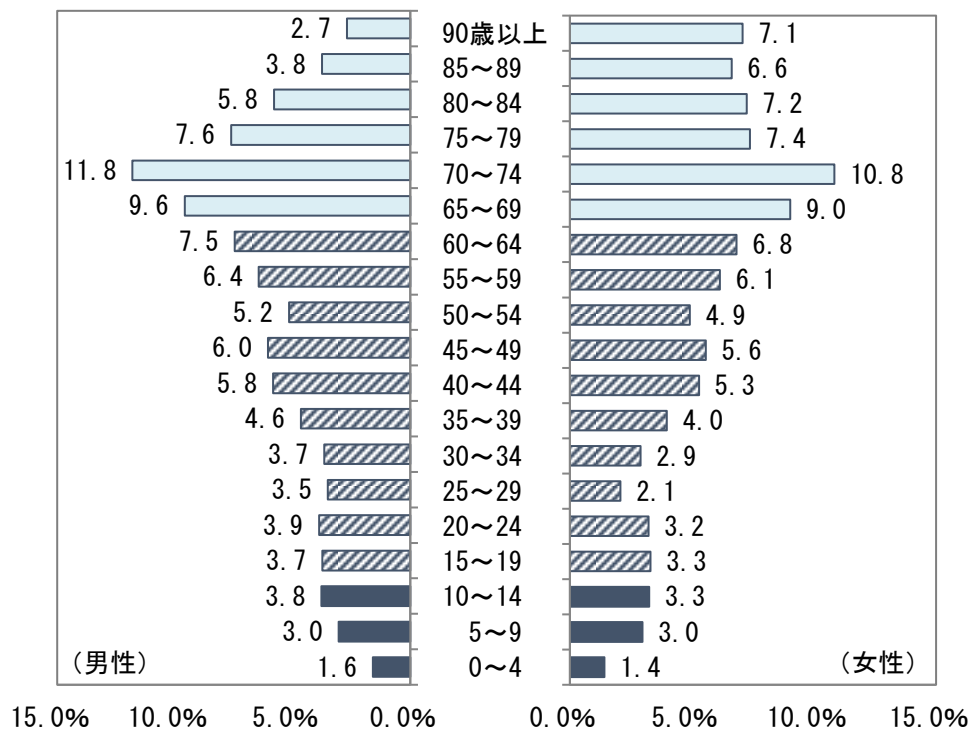
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口ピラミッドによる人口構成

令和6年4月1日の年齢構成をみると、男女ともに70～74歳の割合が最も高くなっており、女性に関しては80歳以上の各年代が5.0%を超えており、男性よりも割合が高くなっています。

また、出生数を含む0～4歳は男女ともに1.0%台となっています。

図表 性別・5歳階級別人口（人口ピラミッド）
（令和6年（2024））

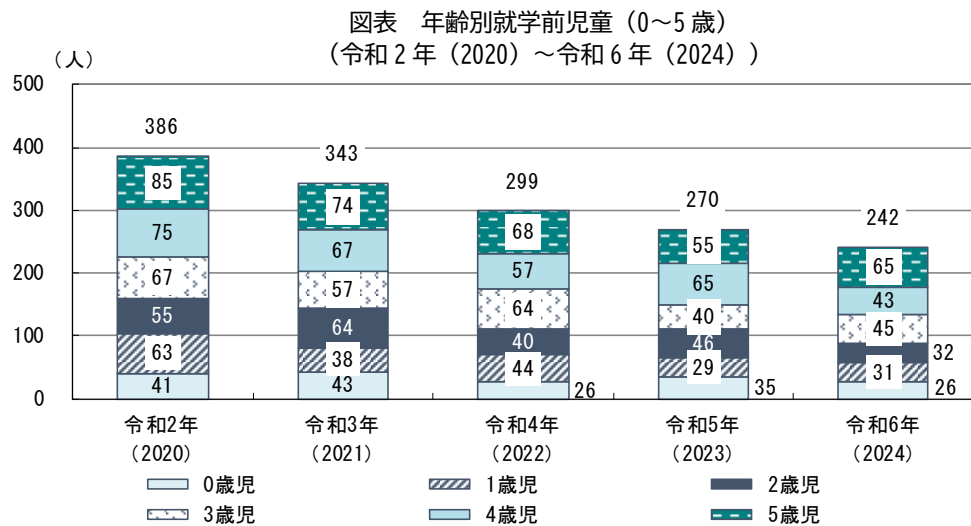


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

(3) 年齢別就学前児童（0～5 歳）

本町の 0 歳から 5 歳のこども人口は年々減少しており、令和 6 年では 242 人となっています。

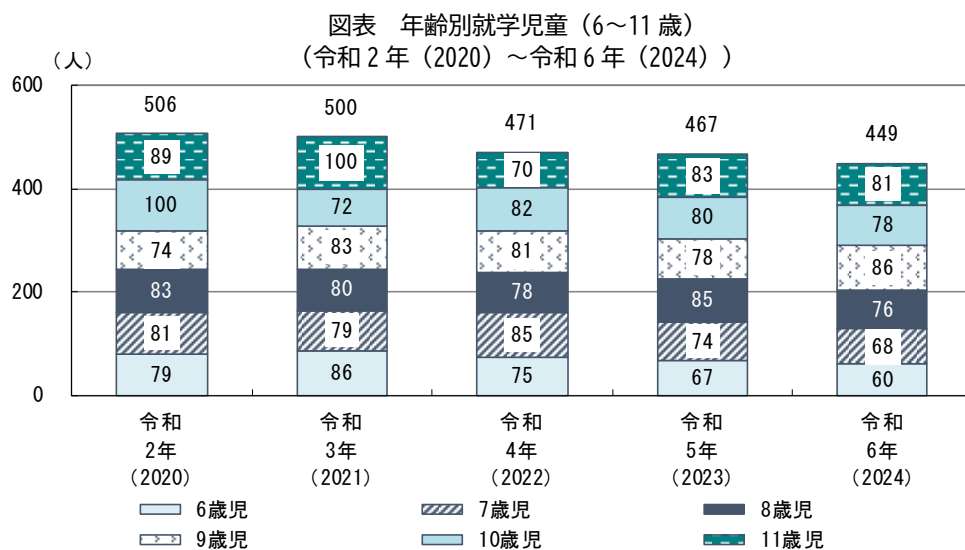
また、年齢別にみると各年で増減はみられますが、各歳ともに減少傾向にあり、令和 6 年の 0 歳児は 26 人となっています。



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

(4) 年齢別就学児童（6～11 歳）

本町の 6 歳から 11 歳のこども人口についても各年齢で増減がみられますが、年々減少しており、令和 6 年では 449 人となっています。



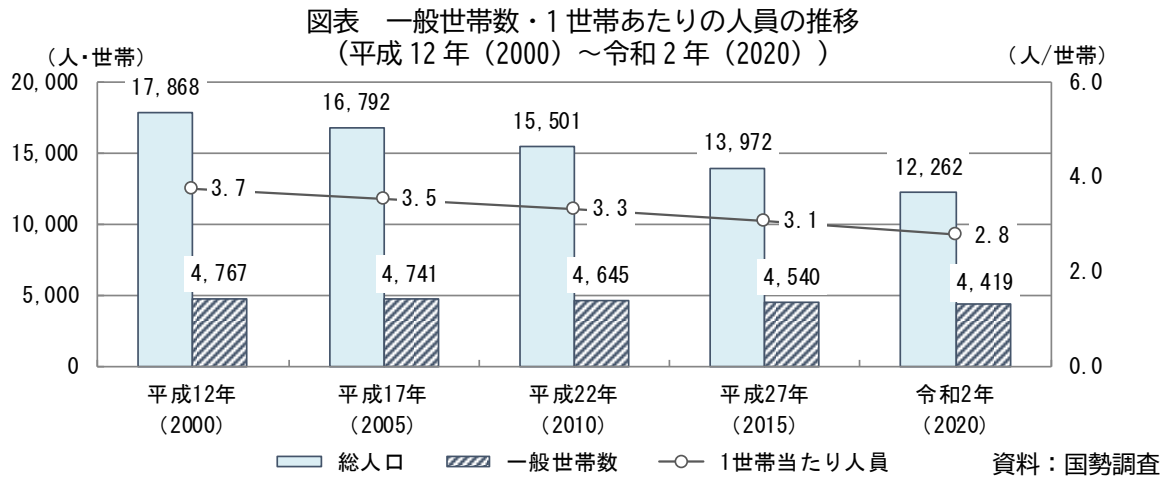
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

2 世帯

(1) 世帯数・一世帯当たり人員

国勢調査による令和2年の一般世帯数は4,419世帯となっており、平成12年以降減少が続いています。

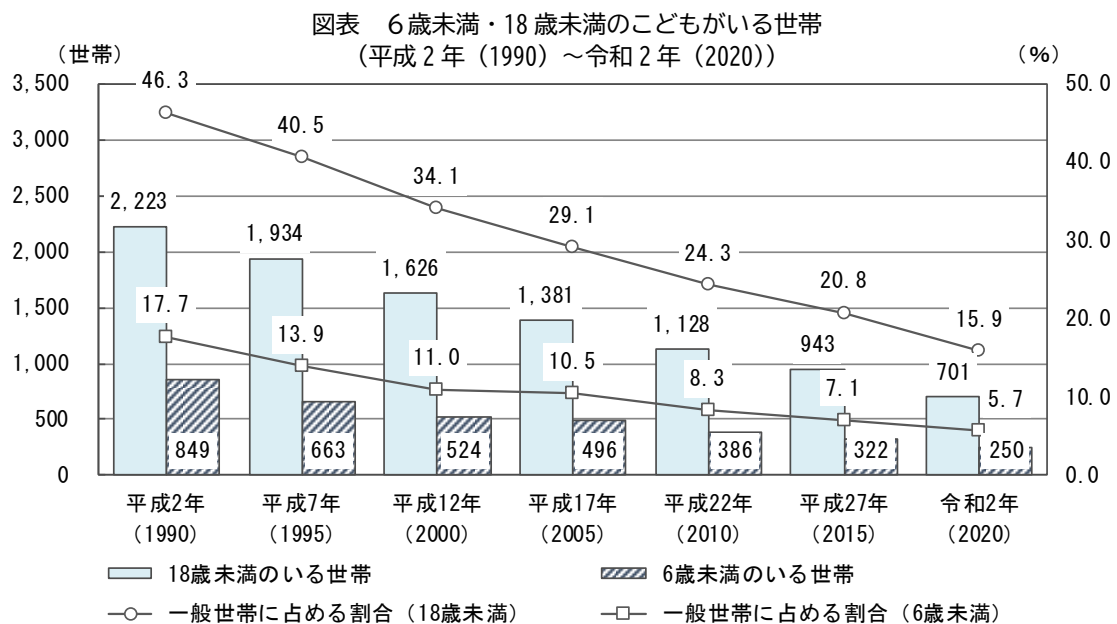
また、1世帯当たり人員においても令和2年は2.8人/世帯と減少が続いています。



(2) 6歳未満・18歳未満のこどもがいる世帯

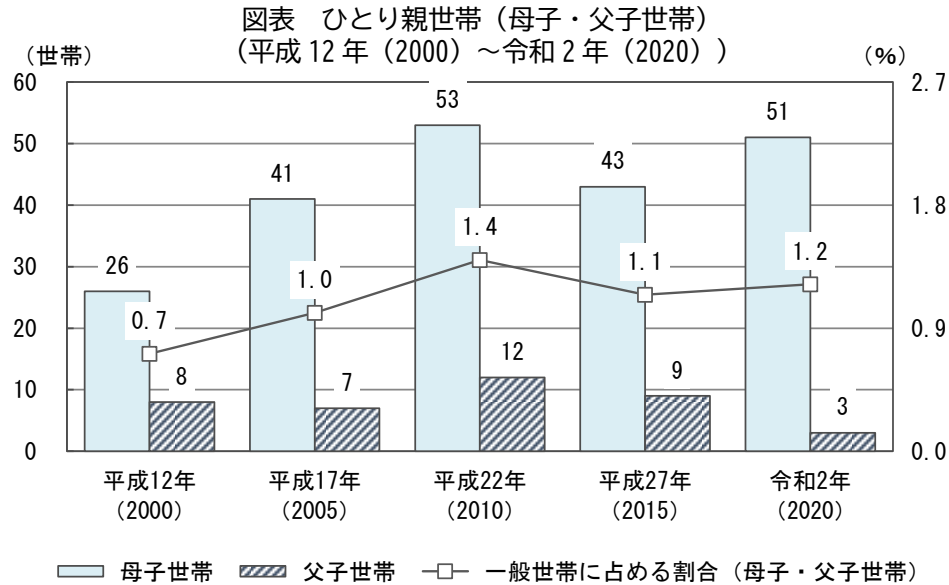
本町の6歳未満のこどもがいる世帯及び当該割合は減少傾向にあり、令和2年では250世帯、一般世帯数の5.7%を占めています。

また、18歳未満のこどもがいる世帯及び当該割合についても減少傾向にあり、令和2年では701世帯、一般世帯数の15.9%を占めています。



(3) ひとり親世帯（母子・父子世帯）

平成12年以降のひとり親世帯の推移をみると、直近の令和2年で母子世帯が51世帯、父子世帯が3世帯となっています。

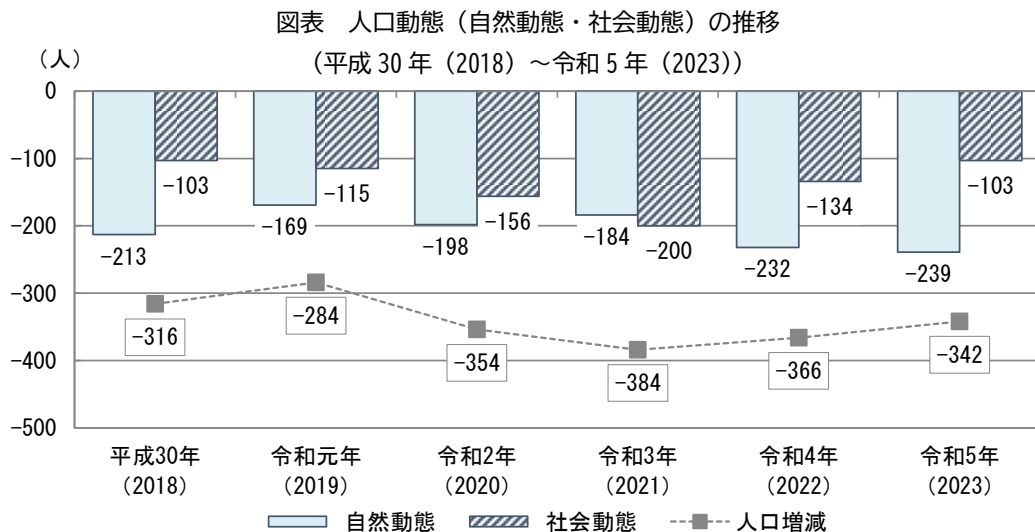


3 人口動態

(1) 自然動態・社会動態の推移

住民基本台帳に基づく人口移動調査年報より人口移動の状況をみると、平成30年以降減少が続いており、令和5年時点で342人の減少となっています。

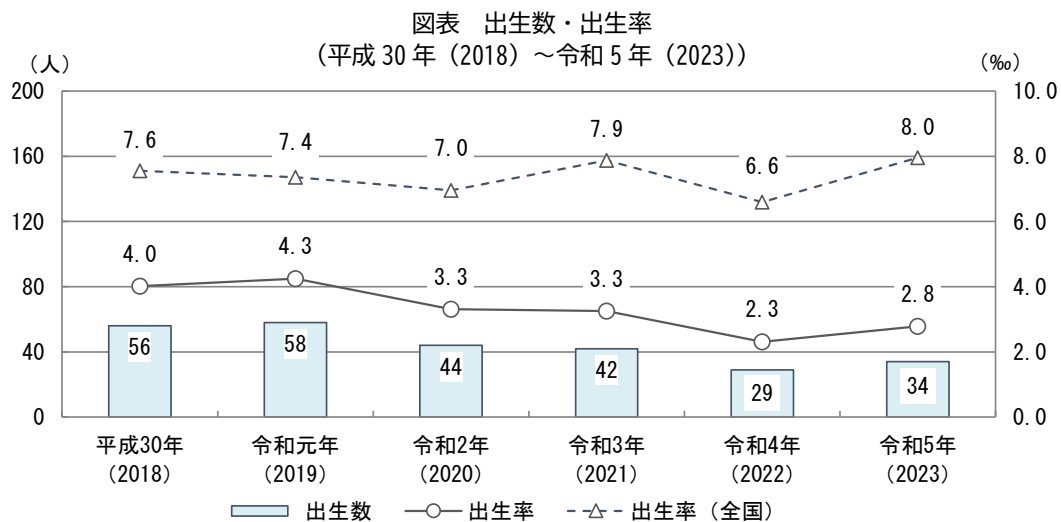
なお自然動態は年平均で約200人の減少、社会動態は約130人の減少となっており、それぞれで人口減少に影響を与えています。



(2) 出生数・出生率

平成30年から令和5年の出生数の推移をみると、令和5年は34人となっており、緩やかな減少傾向にあります。

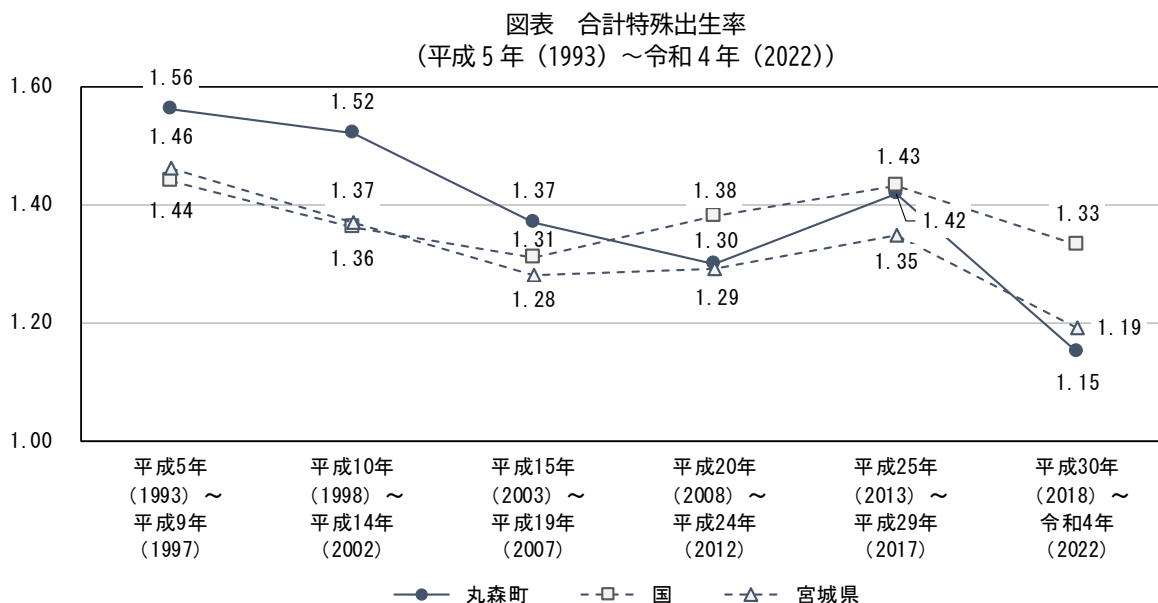
出生率（人口千人あたり出生数）についても令和5年は2.8‰と、出生数と同様に緩やかな減少傾向がみられ、全国平均の8.0‰と比べても低い値となっています。



資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報

(3) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成30年～令和4年では1.15となっており、国、宮城県を下回っています。



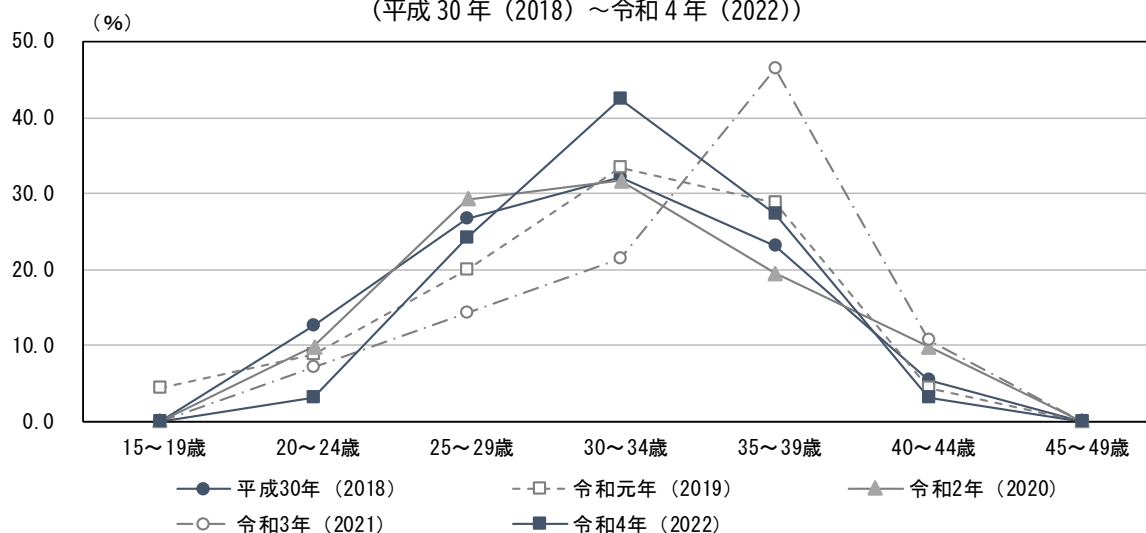
資料：人口動態統計特殊報告

(4) 母親の年齢（5歳階級）別出生割合

本町の母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、全体的な傾向としては30歳から34歳の割合が高くなっています。

平成30年と令和4年を比較すると、30歳から34歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

図表 母親の年齢（5歳階級）別出生割合
(平成30年(2018)～令和4年(2022))



(単位：人・%)

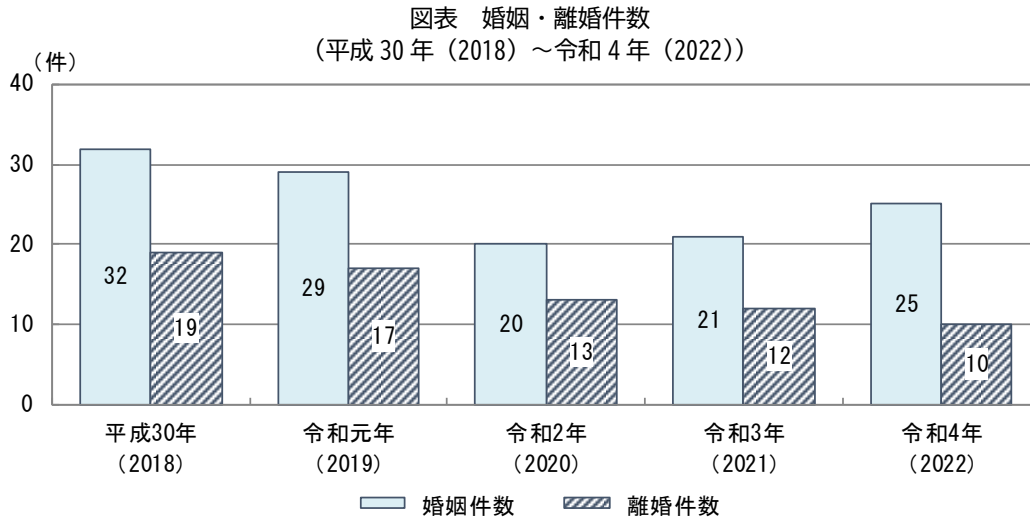
区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
出生数					
15～19歳	0	4	0	0	0
20～24歳	14	8	8	4	2
25～29歳	30	18	24	8	16
30～34歳	36	30	26	12	28
35～39歳	26	26	16	26	18
40～34歳	6	4	8	6	2
45～49歳	0	0	0	0	0
割合					
15～19歳	0.0	4.4	0.0	0.0	0.0
20～24歳	12.5	8.9	9.8	7.1	3.0
25～29歳	26.8	20.0	29.3	14.3	24.2
30～34歳	32.1	33.3	31.7	21.4	42.4
35～39歳	23.2	28.9	19.5	46.4	27.3
40～34歳	5.4	4.4	9.8	10.7	3.0
45～49歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：人口動態統計特殊報告

(5) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は、令和2年は20件と減少傾向でしたが、以降は増加に転じ、令和4年には25件となっています。

離婚件数は、年々減少しており、令和4年は10件となっています。

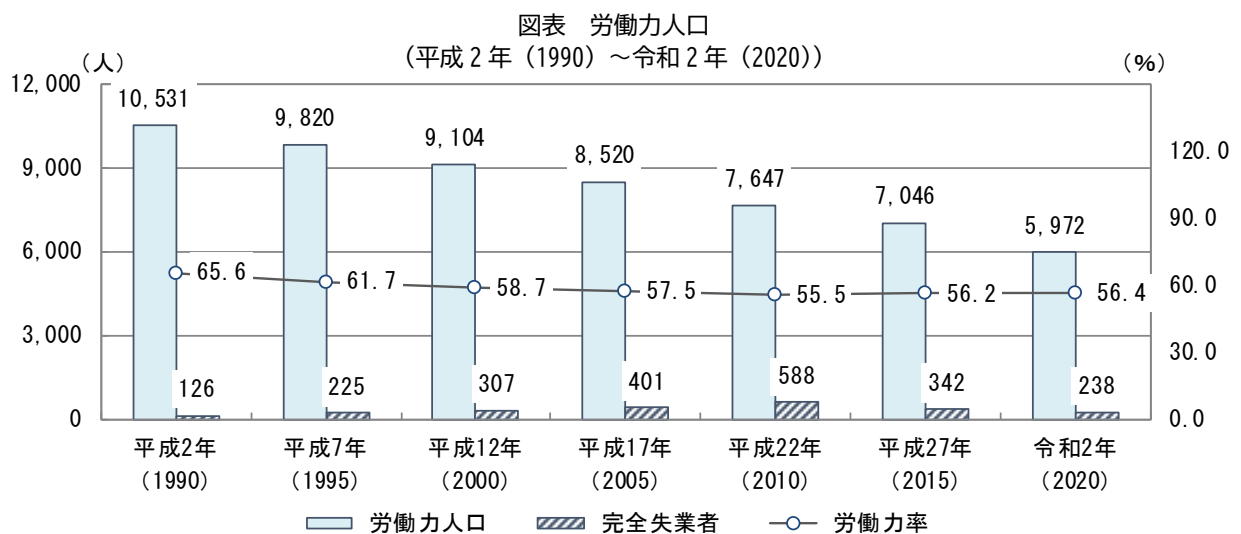


資料：宮城県版人口動態統計

4 就業状況

(1) 労働力人口・従業上の地位

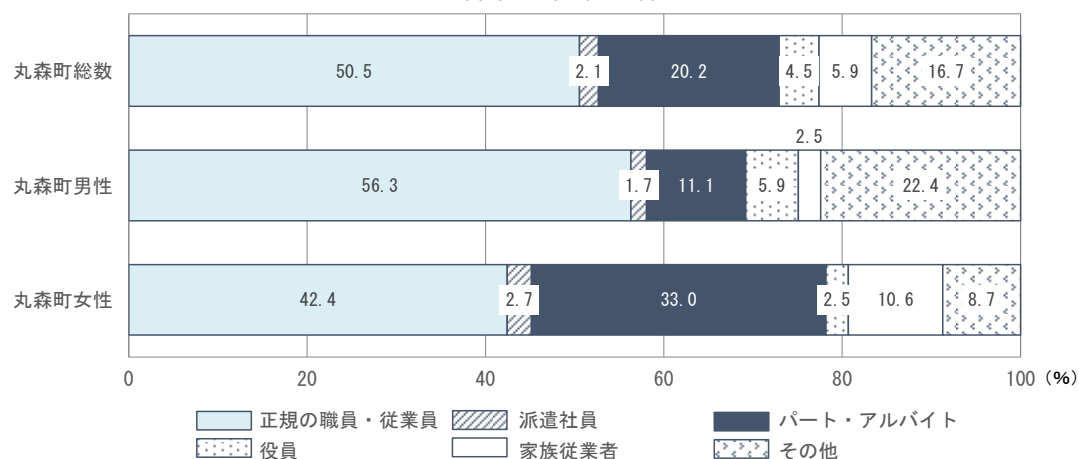
本町の労働力人口の推移をみると、平成12年以降減少を続けており、令和2年には5,972人、労働力率は56.4%と減少傾向にあります。



資料：国勢調査

また女性の従業上の地位をみると、女性は「派遣社員」、「パート・アルバイト」、「家族従業者」の割合が男性よりも高くなっており、特に「パート・アルバイト」は男性の約3倍となっています。

図表 従業上の地位
(令和2年(2020))

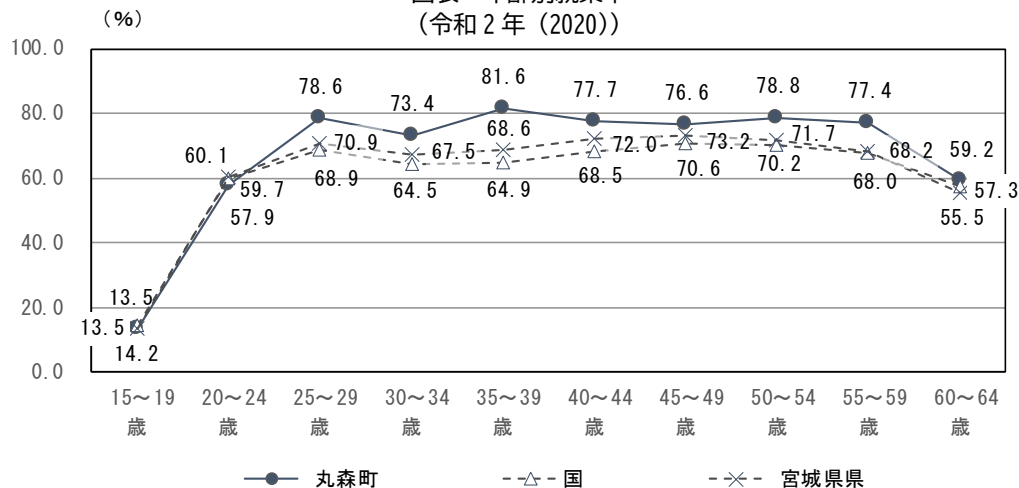


資料：国勢調査

(2) 年齢別就業率

年齢別就業率の推移をみると、丸森町の女性は全国や宮城県の女性の就業率より高い数値で推移していますが、結婚・出産期にあたる30～34歳代に就業率が一度低下がみられます。

図表 年齢別就業率
(令和2年(2020))

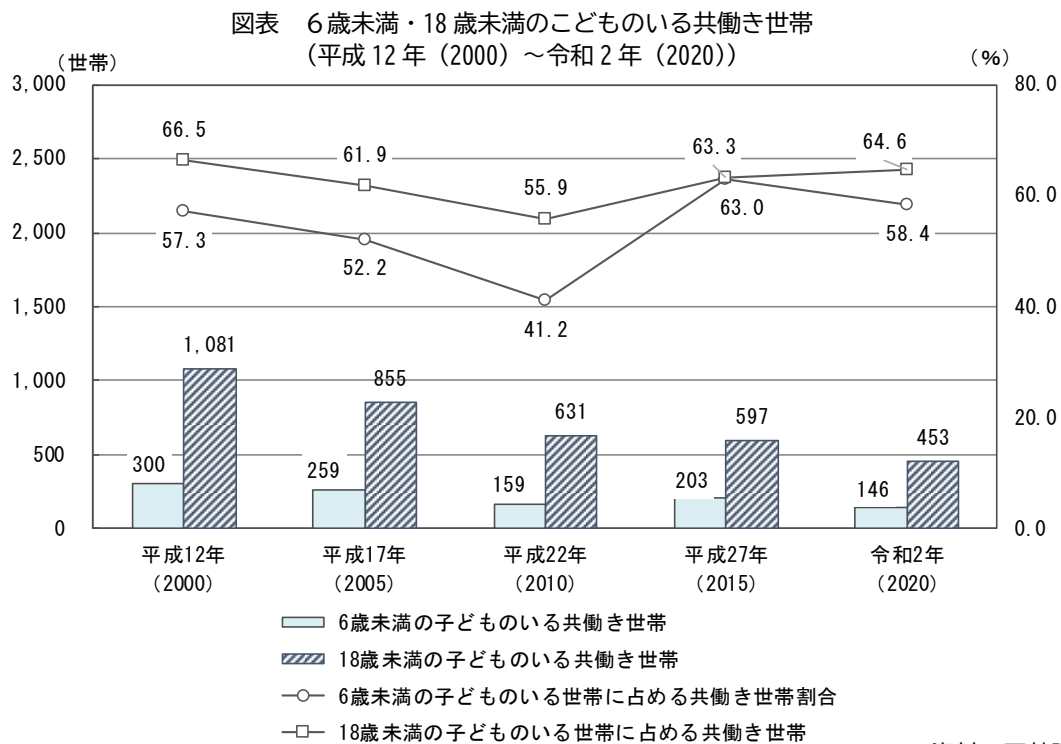


資料：国勢調査

(3) 6歳未満・18歳未満のこどものいる共働き世帯

本町の6歳未満・18歳未満のこどものいる共働き世帯は年々減少しており、令和2年には、6歳未満のこどものいる世帯は146世帯、18歳未満のこどものいる共働き世帯は453世帯となっています。

一方で、特に6歳未満のこどものいる世帯に占める共働き率は、平成22年にかけて減少傾向にありましたが、平成27年時点には63.0%を占めるほか、18歳未満のこどものいる世帯に占める共働き率は増加傾向にあることから、子育てをしながら働いている家庭の割合は、今後も増加するとみられます。



資料：国勢調査

第2節 教育・保育の状況

1 保育所・認定こども園等の状況

丸森町内の保育施設は、令和6年度時点で保育所が1か所、認定こども園が2か所となっています。

大内保育所は、令和2年度までは公立として運営されていましたが、令和3年度以降は私立として運営されています。

また、家庭的保育事業については、令和6年度より休園しています。

なお、町内に幼稚園はありませんが、令和6年度は7人の児童が町外の幼稚園施設を利用しています。

図表 保育所・認定こども園等の児童数
(令和2年度(2020)～令和6年度(2024))

■保育所(園)の児童数 (単位:人)

施設名	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和6年度 定員(充足率)
大内保育所	26	23	23	20	18	20(90.0%)

■認定こども園の児童数 (単位:人)

施設名	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和6年度 定員(充足率)
丸森たんぼぼこども園	137	112	105	92	93	90(103.3%)
丸森ひまわりこども園	124	124	101	97	82	90(91.1%)

■家庭的保育事業の児童数 (単位:人)

施設名	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和6年度 定員(充足率)
ひっぽそのつ森保育園	5	4	4	3	-	-(-)

■(参考)町外の幼稚園を利用する町内在住児童数 (単位:人)

施設名	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
角田カトリック幼稚園	4	2	4	5	5
ミネ幼稚園	1	2	2	0	0
明泉丸山幼稚園	0	0	0	1	2

資料:子育て定住推進課(各年度4月1日現在)

2 小・中学校の状況

町立小学校児童数は、令和 2 年度以降減少が続いており、令和 6 年度には 433 人となっています。町立中学校生徒数は、令和 4 年度の 276 人以降減少となり、令和 6 年度には 248 人となっています。

図表 小・中学校の児童生徒数
(令和 2 年度 (2020) ~ 令和 6 年度 (2024))

■小学校児童数

(単位：人)

学年	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
合計	502	496	470	469	433
小学 1 年生	77	87	75	67	58
小学 2 年生	80	77	86	73	63
小学 3 年生	84	80	78	86	74
小学 4 年生	72	83	80	78	85
小学 5 年生	100	69	83	82	75
小学 6 年生	89	100	68	83	78

資料：学校教育課 学校基本調査（各年度 5 月 1 日現在）

■中学校生徒数

(単位：人)

学年	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
合計	263	256	276	255	248
中学 1 年生	92	88	97	69	82
中学 2 年生	75	93	87	97	69
中学 3 年生	96	75	92	89	97

資料：学校教育課 学校基本調査（各年度 5 月 1 日現在）

第3節 子育て家庭の状況（アンケート調査結果概要）

アンケート調査結果のみかた

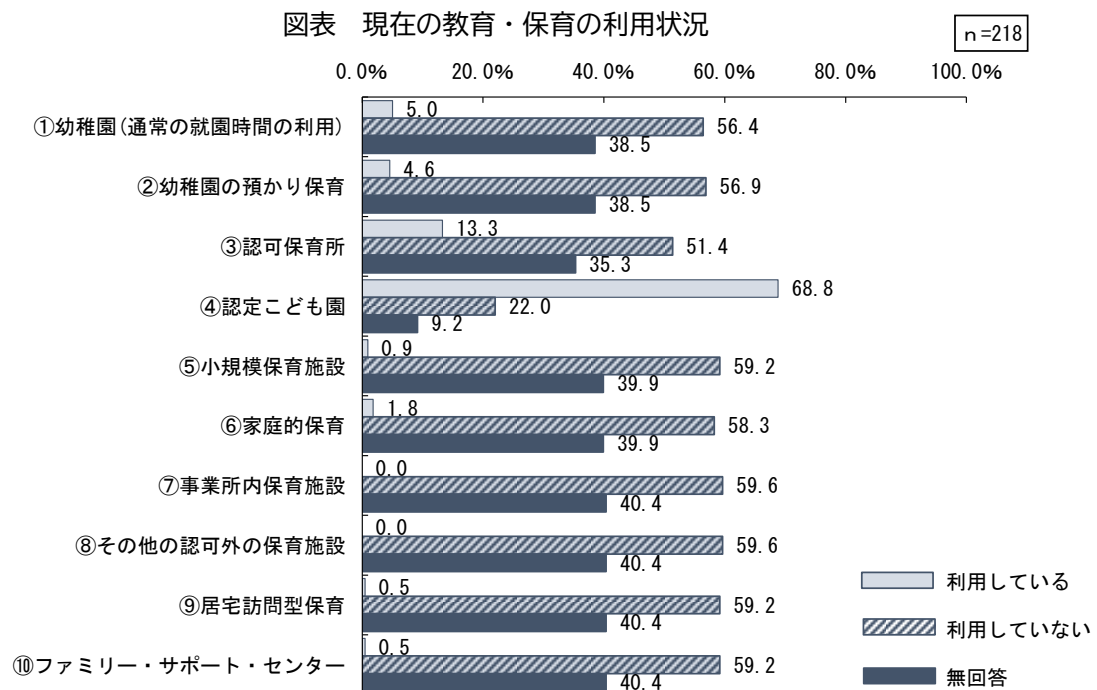
- 図表に示す「n」は当該設問の回答者数を示しています。
- 図表の構成比（百分率）は、回答者数を100%として算出しており、小数点第2位以下を四捨五入して表記しており、比率の合計が100.0%とならない場合があります。また、複数回答の設問では各比率の合計が100.0%を超える場合があります。

1 教育・保育の利用状況（就学前児童）

（1）教育・保育の利用状況

- ◎ 回答のあった就学前児童の教育・保育施設の主な利用は、「認定こども園」、「認可保育所」、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」となっています。

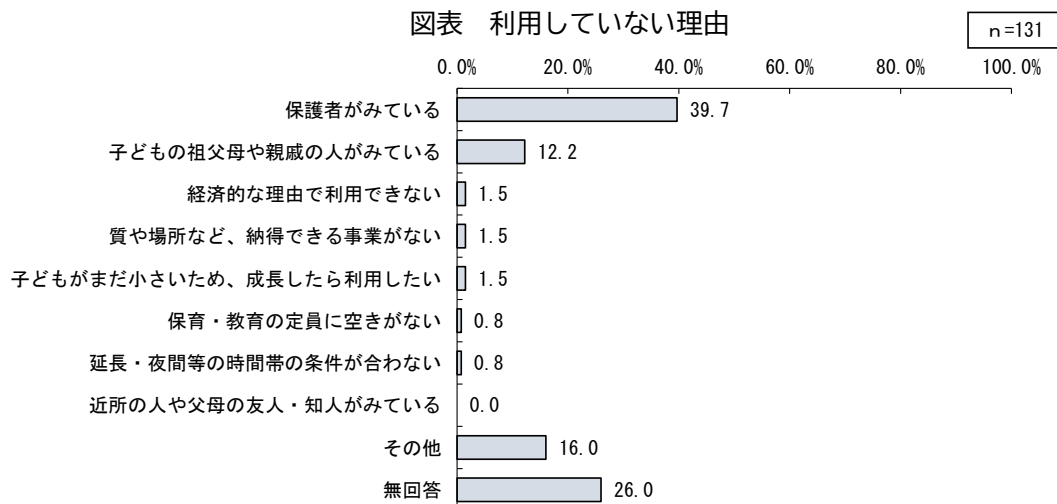
就学前児童の教育・保育の利用状況は、「認定こども園」（68.8%）、「認可保育所」（13.3%）、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」（5.0%）となっています。



(2) 利用していない理由

◎ 教育・保育施設を「利用していない」方の4割は、「保護者がみている」ことを主な理由として挙げています。

定期的な教育・保育施設等を「利用していない」と回答した方（n=131）の利用していない理由として、「保護者がみている」（39.7%）が最上位に挙がっています。次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が12.2%となっています。

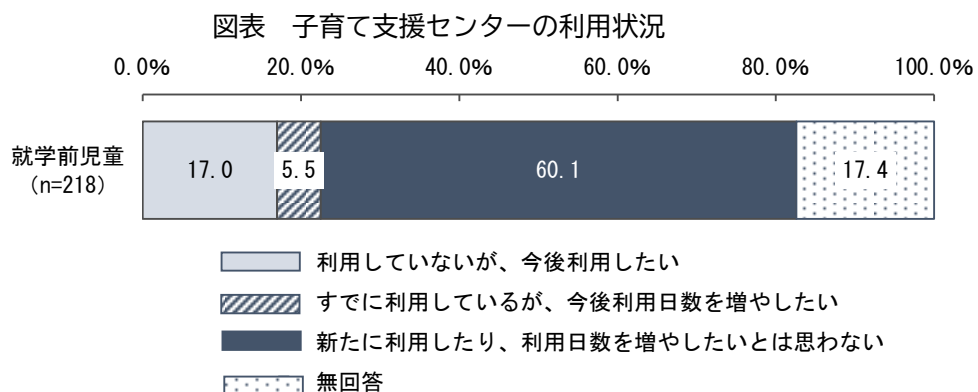


2 子育て支援センターの利用状況について（就学前児童）

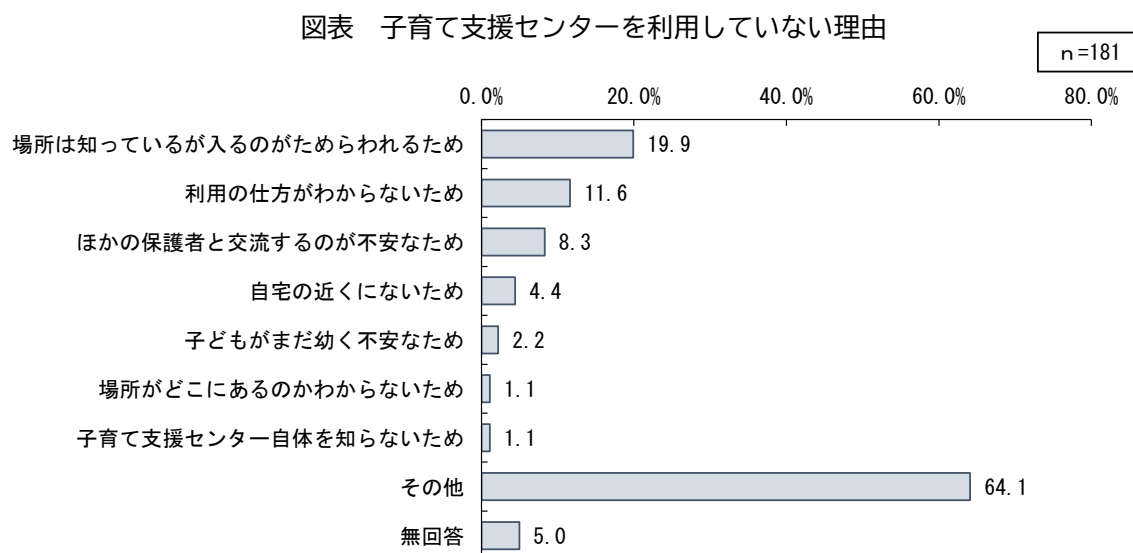
◎ 就学前児童のいる家庭の2割近くが、子育て支援センターを「今後利用したい」と回答しています。

◎ 子育て支援センターを利用していない理由として、「場所は知っているが入るのがためられるため」が2割近くになっています。

子育て支援センターの利用状況として、「利用していないが、今後利用したい」は17.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は5.5%となっています。



また、子育て支援センターを利用していない方（n＝181）の利用していない理由については、「場所は知っているが入るのがためられるため」が19.9%となっており、次いで「利用の仕方がわからないため」（11.6%）、「ほかの保護者と交流するのが不安なため」（8.3%）となっています。

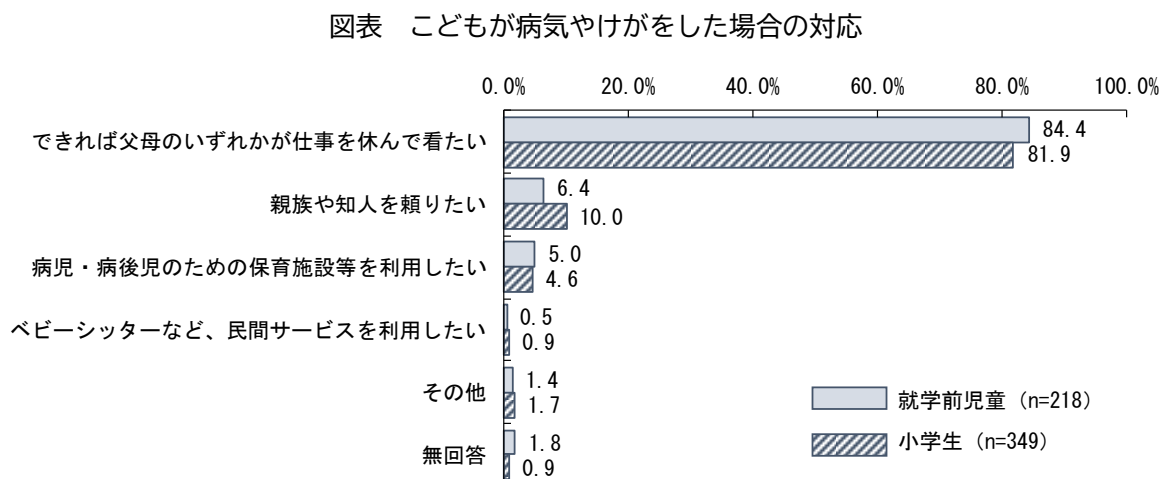


3 こどもが病気の際の対応について（就学前児童・小学生）

◎ こどもが病気やけがの際に、就学前児童、小学生のいる家庭の8割以上が「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と回答しています。

こどもが病気やけがをした場合は、就学前児童では「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」(84.4%)が最も多く、次いで「親族や知人を頼りたい」(6.4%)、「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」(5.0%)と続いています。

また、小学生においても「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」(81.9%)が最も高く、次いで「親族や知人を頼りたい」(10.0%)、「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」(4.6%)と続いています。

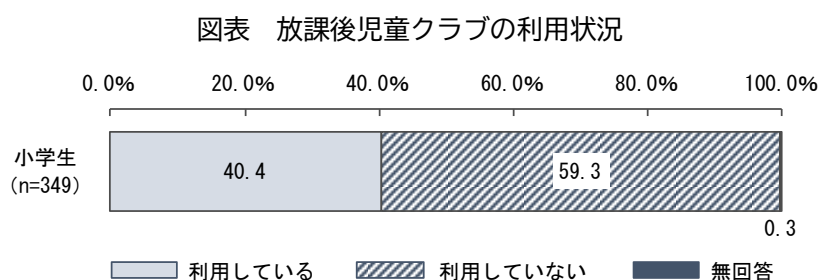


4 放課後の過ごし方について（小学生）

（１）放課後児童クラブの利用状況

◎ 放課後児童クラブの利用について、「利用している」が４割となっており、延長や休日の利用希望については、「長期休暇期間中のみの利用」に対して７割台半ばが「2,000 円/1 か月程度なら利用する」と回答しています。

放課後児童クラブの利用について、「利用している」は 40.4%、「利用していない」は 59.3%となっています。



なお、料金がかかっても放課後児童クラブを利用したいかについては、平日の延長利用と土曜・日曜日の利用については「有料であれば利用しない」が最上位となっていますが、長期休暇期間中のみの利用については「2,000 円/1 か月程度なら利用する」が最上位となっています。

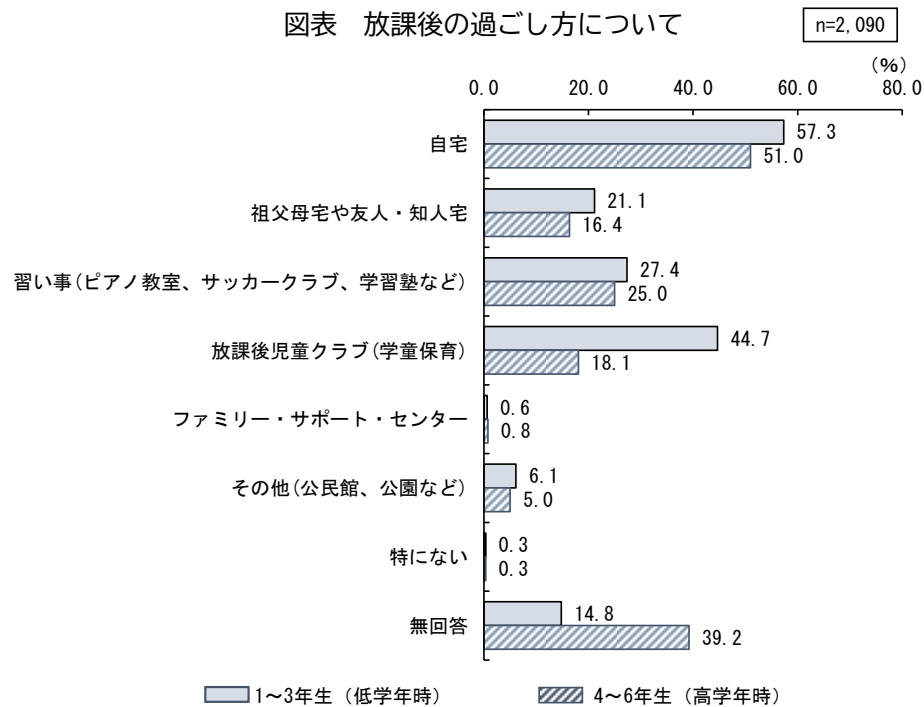
図表 料金がかかっても放課後児童クラブを利用したいか（上位 3 項目）

	第 1 位	第 2 位	第 3 位
平日の延長利用 (n=141)	有料であれば 利用しない 55.3%	1,000 円程度/1 か月 なら利用する 30.5%	2,000 円程度/1 か月 なら利用する 5.7%
土曜・日曜日の利用 (n=141)	有料であれば 利用しない 58.9%	2,000 円程度/1 か月 なら利用する 28.4%	3,000 円程度/1 か月 なら利用する 5.0%
長期休暇期間中のみの利用 (n=234)	2,000 円程度/1 か月 なら利用する 75.2%	有料であれば 利用しない 10.3%	3,000 円程度/1 か月 なら利用する 9.0%

(2) 放課後の過ごし方

◎ 放課後の過ごし方について、小学生のいる家庭では「家で家族（父、母、祖父母等）と過ごす」が６割台半ばとなっています。

放課後の過ごし方について、小学生のいる家庭では、「家で家族（父、母、祖父母等）と過ごす」（64.8%）、「放課後児童クラブで過ごす」（37.5%）、「友人と遊んでいる」（20.1%）となっています。



5 保護者の生活状況による等価世帯収入区分・婚姻状況 (小学5年生・中学2年生・保護者)

(1) 等価世帯収入による区分

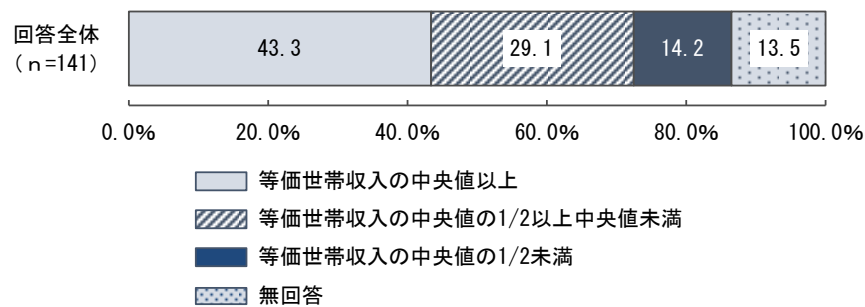
- ◎ 「貧困」に該当する世帯（等価世帯収入の中央値の1/2未満（122.9万円未満））は、回答全体の1割台半ば（14.2%）となっています。
- ◎ 貧困率は、全国値を1.3ポイント上回るものの、大きな差異はなく、おおむね全国平均並みとみられます。

等価世帯収入による区分について、回答全体では「等価世帯収入の中央値以上」が43.3%、「等価世帯収入の中央値の1/2以上中央値未満」が29.1%、「等価世帯収入の中央値の1/2未満」（「貧困」に該当（122.9万円未満））が14.2%となっています。

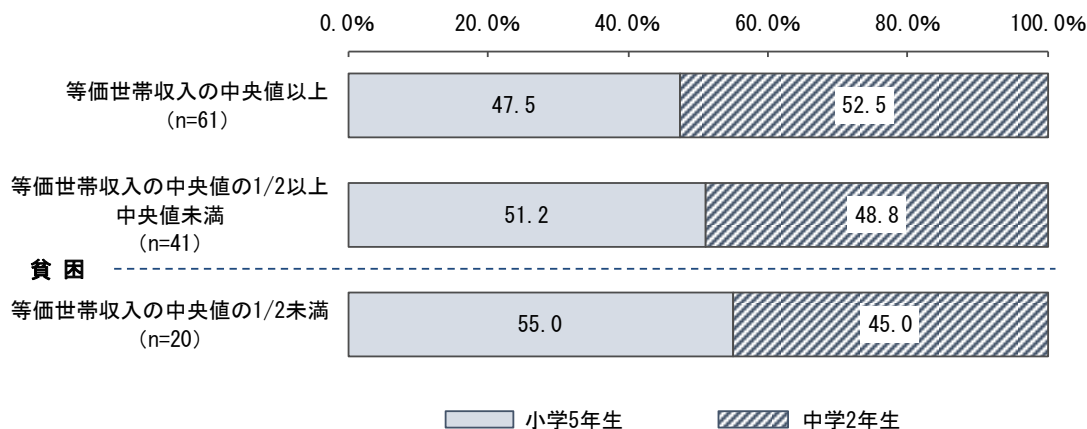
貧困率は、国が公表している令和3年度の内閣府調査（12.9%）を1.3ポイント上回っています。

また、こどもの学年について、等価世帯収入による区分別にみると、等価世帯収入の中央値以上は「小学5年生」が47.5%、「中学2年生」が52.5%となっているのに対し、等価世帯収入の中央値1/2未満は「小学5年生」が55.0%、「中学2年生」が45.0%となっています。

図表 等価世帯収入による区分（回答全体）



図表 こどもの学年別（等価世帯収入による区分別）



(2) 保護者の婚姻状況

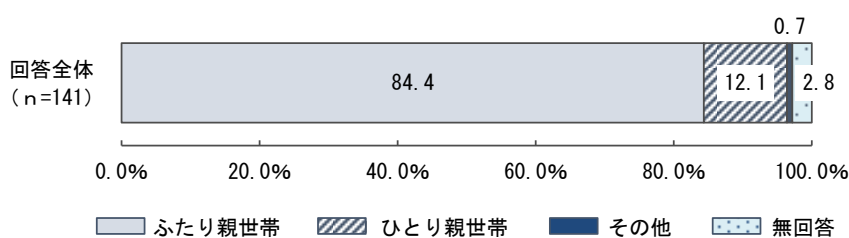
◎ ふたり親世帯は 84.4%、ひとり親世帯は 12.1%となっています。

本調査では保護者の婚姻状況から、「結婚している（再婚や事実婚を含む。）」の 84.4%を“ふたり親世帯”とし、「離婚」、「死別」、「未婚」を合わせた 12.1%を“ひとり親世帯”として集計しています。また、「いない、わからない」を“その他”（0.7%）と区分しています。

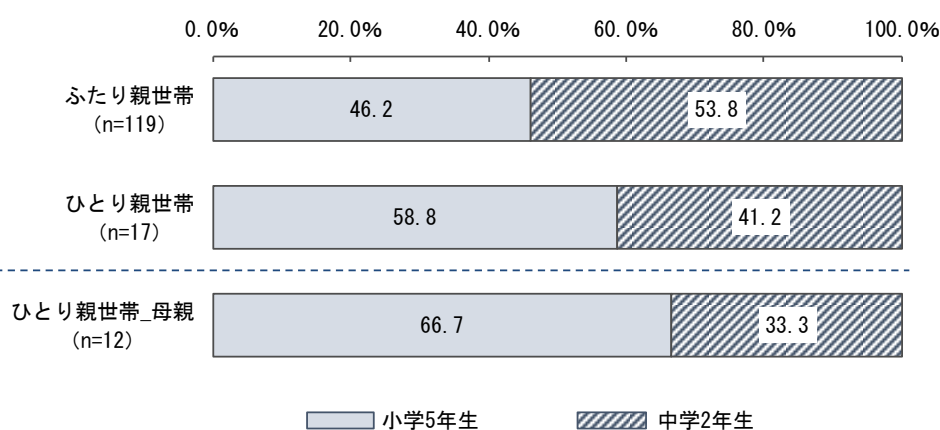
これをもとに、保護者の婚姻状況別にこどもの学年についてみると、ふたり親世帯は「小学 5 年生」が 46.2%、「中学 2 年生」が 53.8%となっているのに対し、ひとり親世帯では、「小学 5 年生」が 58.8%、「中学 2 年生」が 41.2%となっています。

なお、こどもの親が母親のひとり親世帯（ひとり親世帯_母親）は、「小学 5 年生」が 66.7%、「中学 2 年生」が 33.3%となっています。

図表 保護者の婚姻状況・世帯構成（回答全体）



図表 こどもの学年別（保護者の婚姻状況別）



6 家庭での暮らし・経験（小学5年生・中学2年生・保護者）

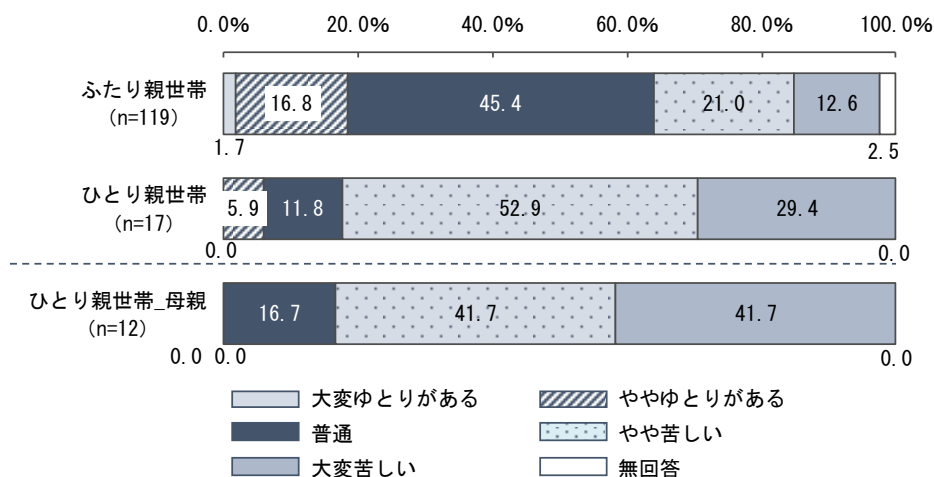
（1）暮らし向き（主観・金銭面）

◎ 暮らし向き（主観・金銭面）は、保護者の婚姻状況、等価世帯収入のどちらにも影響がみられます。

暮らし向き（主観・金銭面）について保護者の婚姻状況別でみると、「大変ゆとりがある」と「ややゆとりがある」と回答した割合は、ふたり親世帯は18.5%、ひとり親世帯は5.9%となり、こどもの親が母親のひとり親世帯（ひとり親世帯_母親）では0%となっています。

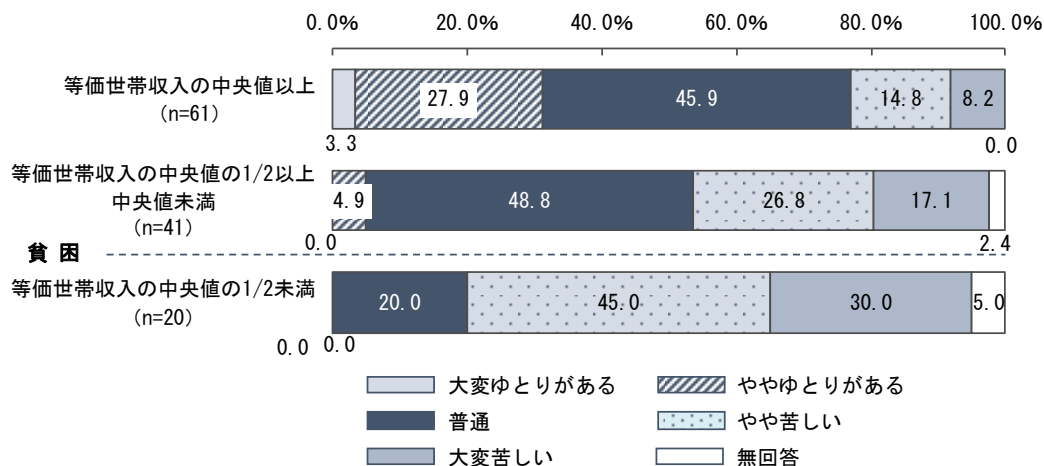
一方で、「やや苦しい」と「大変苦しい」と回答した割合は、ふたり親世帯は33.6%、ひとり親世帯は82.3%、こどもの親が母親のひとり親世帯（ひとり親世帯_母親）は83.4%となっています。

図表 暮らし向き（主観・金銭面）（保護者の婚姻状況別）



等価世帯収入による区分別にみると、「やや苦しい」と「大変苦しい」と回答した割合は、等価世帯収入の中央値以上は23.0%、等価世帯収入の中央値の1/2以上中央値未満は43.9%、「貧困」に該当する等価世帯収入の中央値の1/2未満（122.9万円未満）は75.0%となっています。

図表 暮らし向き（主観・金銭面）（等価世帯収入による区分別）



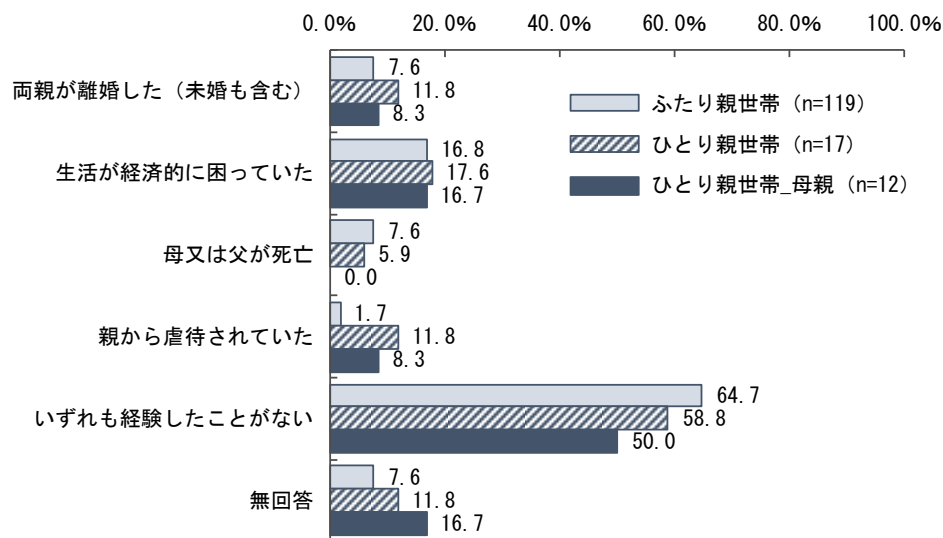
(2) 保護者が家庭内で経験されたことについて

◎ 保護者が家庭内で経験されたことでは、ひとり親世帯で“虐待”が11.8%、「貧困」に該当する世帯で“経済的な困窮”が25.0%を占めています。

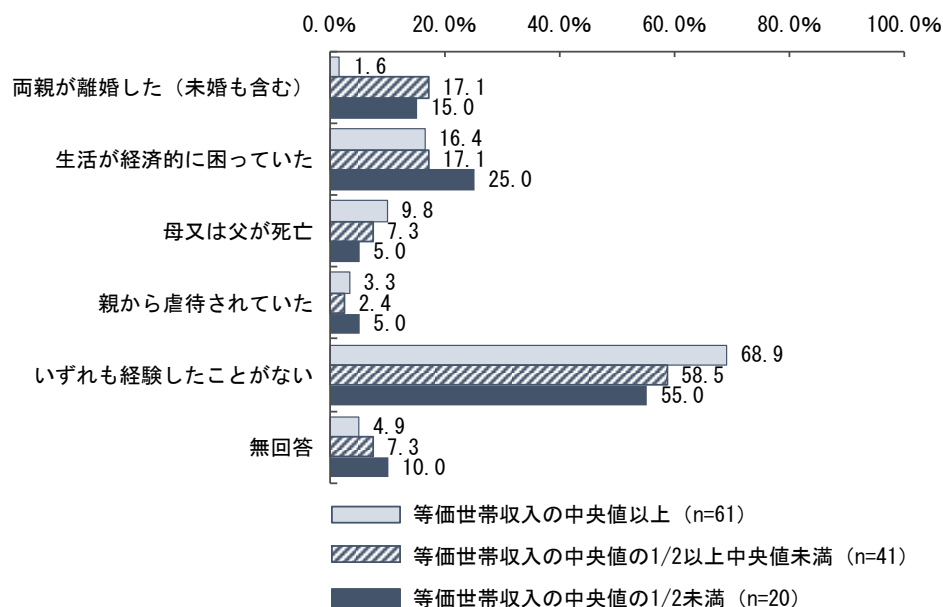
保護者が家庭内で経験されたことについて、保護者の婚姻状況別、等価世帯収入による区分別にみると、すべての属性で「いずれも経験したことがない」を除けば、「生活が経済的に困っていた」が最も高く、「貧困」に該当する等価世帯収入の中央値の1/2未満（122.9万円未満）の世帯では、25.0%と特に割合が高くなっています。

また、保護者の婚姻状況別では、「親から虐待されていた」と回答したふたり親世帯は1.7%、ひとり親世帯は11.8%、こどもの親が母親のひとり親世帯（ひとり親世帯_母親）は8.3%となっています。

図表 保護者が家庭内で経験されたこと（保護者の婚姻状況別）



図表 保護者が家庭内で経験されたこと（等価世帯収入による区分別）

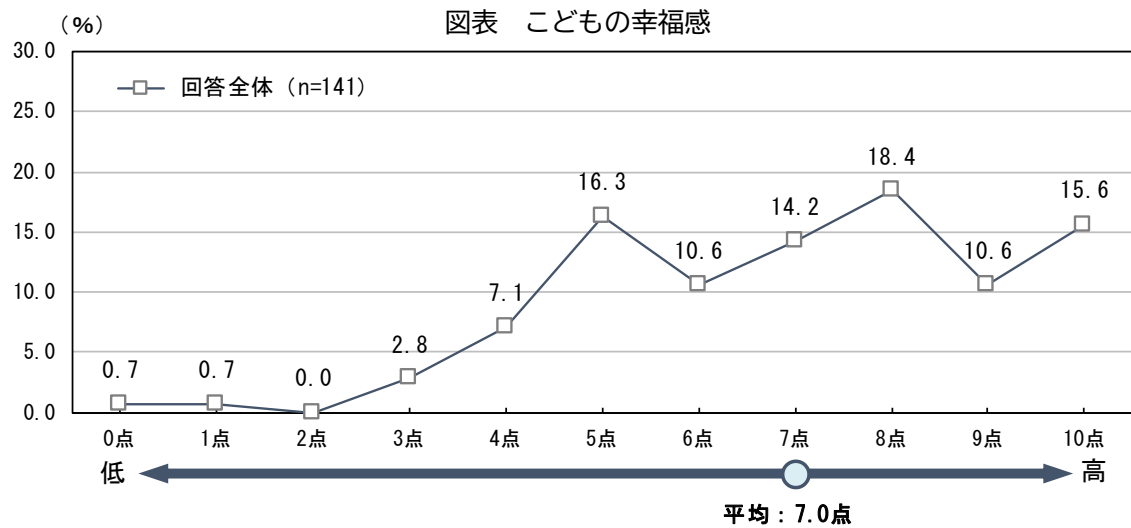


(3) こどもの幸福感

◎ こどもの幸福感 7.0 点以上は、58.8%でした。

こどもの幸福感を 0～10 点で表した点数別では「8 点」が 18.4%と最も高く、次いで「5 点」が 16.3%、「10 点」が 15.6%となっています。

なお、点数化したこどもの幸福感（平均点）は 7.0 点となっています。



第4節 第二期計画での取組状況

第二期計画では重点施策及び基本方針別に目標値を定め、子育て支援施策・事業等の実施を通じて目標達成に向けて取り組んできました。

各基本方針での取り組みにより、子育て支援に対する指標では目標を達成、または目標値に近づいている進捗がみられるものの、重点施策の指標である「丸森町で生活したり子育てをしたいと考える中高生の割合」、基本施策4の指標となっている「経済的・時間的に「余裕」があると感じている保護者の割合」のように、子育てを取り巻く環境や子育てに希望を持てる状況には依然として厳しい状況がみられ、結果として「丸森町は子育てしやすいまちだと感じる保護者の割合」についても目標達成率を下回る結果がみられます。

また、基本方針1の指標である「子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合」についても目標値を下回っていることから、多様な子育て家庭の課題に切れ目なく対応し、保護者が安心して子育てのできる支援や環境づくりに取り組むことが求められます。

各指標の進捗状況は次のとおりです。

1 重点施策の指標及び目標値の達成状況

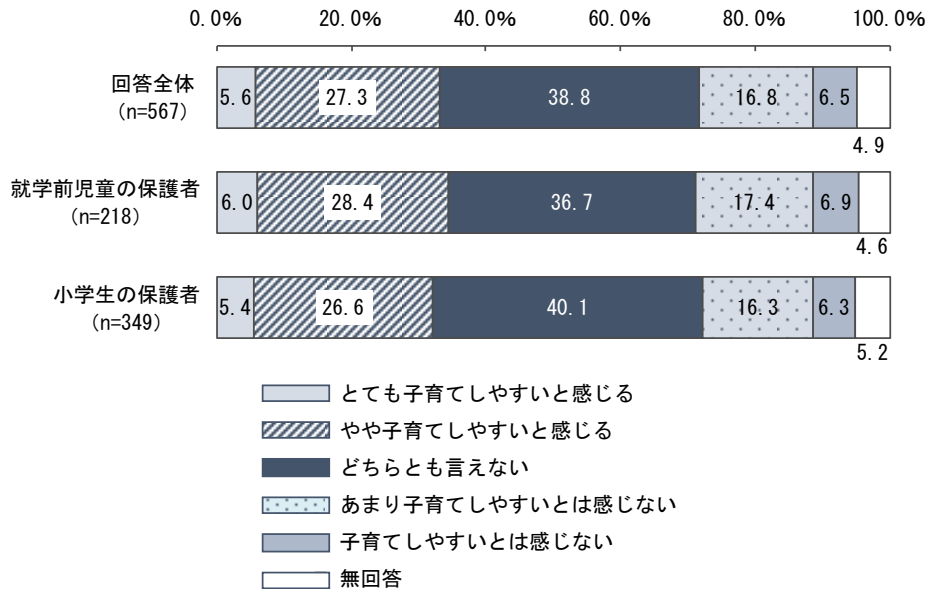
No	指標名	①	②	③	③÷②	出典
		策定時の 現況 令和元年度 (2019)	目標値 令和5年度 (2023)	現状値 令和5年度 (2023)	達成状況	
指標1	丸森町は子育てしやすいまちだと感じる保護者の割合	32.5%	80%以上	32.9%	41.1%	保護者アンケート調査
指標2	丸森町で生活したり子育てをしたいと考える中高生の割合	26.2%	60%以上	39.3%	65.5%	中高生アンケート調査
参考指標1	出生数	42人	—	26人	—	住民基本台帳
参考指標2	18歳以下の子どもがいる世帯の割合	—	—	※15.9%	—	2020年(令和2年)国勢調査

※①一般世帯数 4,419 世帯、②18歳以下の子どもがいる世帯数 701 世帯／②÷①

(指標1) 丸森町は子育てしやすいまちだと感じる保護者の割合

◎ 「とても子育てしやすいと感じる」(5.6%)、「やや子育てしやすいと感じる」(27.3%)、を合わせた丸森町は子育てしやすいまちだと感じる保護者の割合は32.9%となっています。

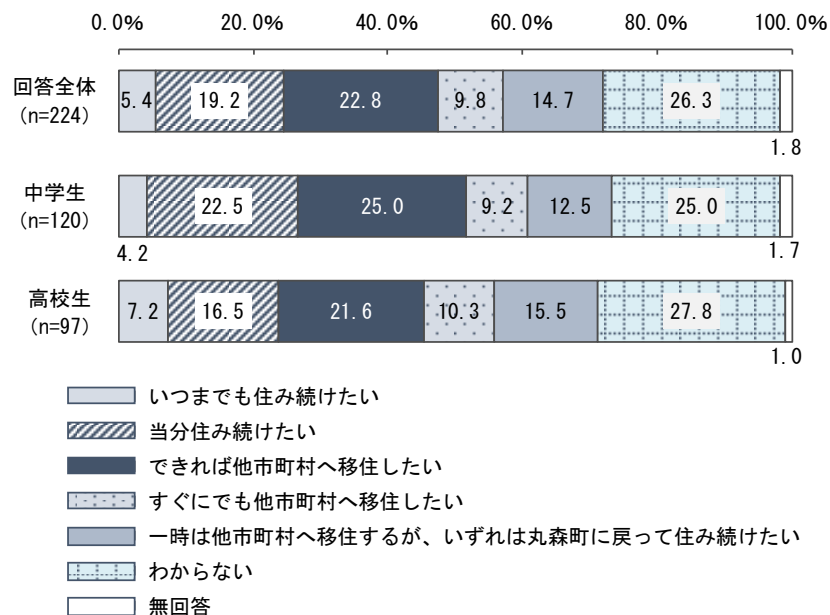
図表 丸森町は子育てしやすいまちだと感じる保護者の割合



(指標2) 丸森町で生活したり子育てをしたいと考える中高生の割合

◎ 「いつまでも住み続けたい」(5.4%)、「当分住み続けたい」(19.2%)、「一時は他市町村へ移住するが、いずれは丸森町に戻って住み続けたい」(14.7%)を合わせた丸森町で生活したいと考える中高生の割合は39.3%となっています。

図表 丸森町で生活したり子育てをしたいと考える中高生の割合



2 基本方針に係る指標の達成状況

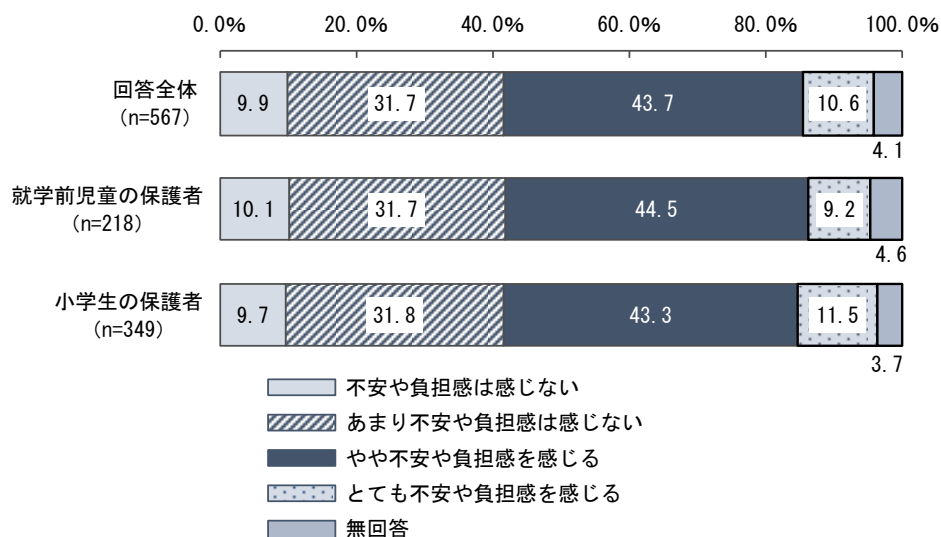
基本方針1 親・こども・地域がひとつになった子育て支援の体制をつくります

No	指標名	①	②	③	③÷②	出典
		策定時の 現況 令和元年度 (2019)	目標値 令和5年度 (2023)	現状値 令和5年度 (2023)	達成状況	
指標1	子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	57.7%	30%以下	54.3%	65.3%	保護者アンケート調査
指標2	子育てに関して周りに気軽に相談できる人や場所があると感じる保護者の割合	96.3%	60%以上	94.9%	158.1%	保護者アンケート調査

(指標1) 子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合

◎ 「とても不安や負担感を感じる」(10.6%)、「やや不安や負担感を感じる」(43.7%)を合わせた子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合は54.3%となっています。

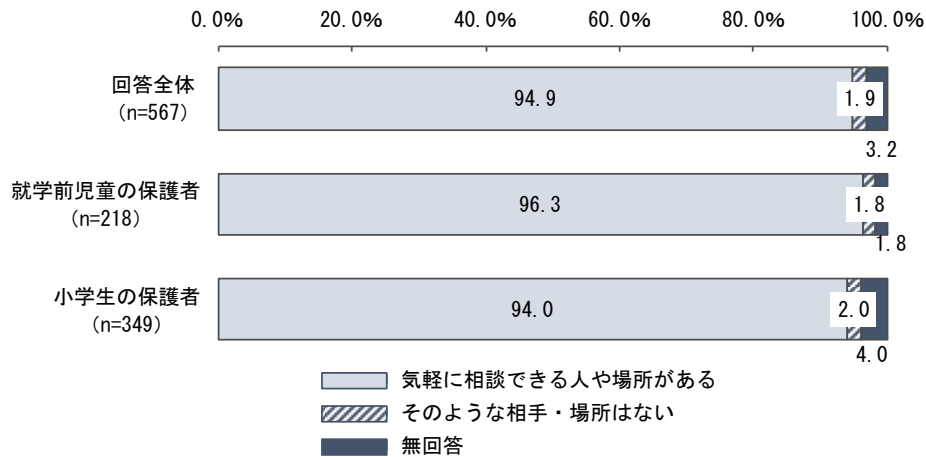
図表 子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合



(指標2) 子育てに関して周りに気軽に相談できる人や場所があると感じる保護者の割合

◎ 子育てに関して周りに気軽に相談できる人や場所はない、無回答を除いた子育てに関して周りに気軽に相談できる人や場所があると感じる保護者の割合は94.9%となっています。

図表 子育てに関して周りに気軽に相談できる人や場所があると感じる保護者の割合



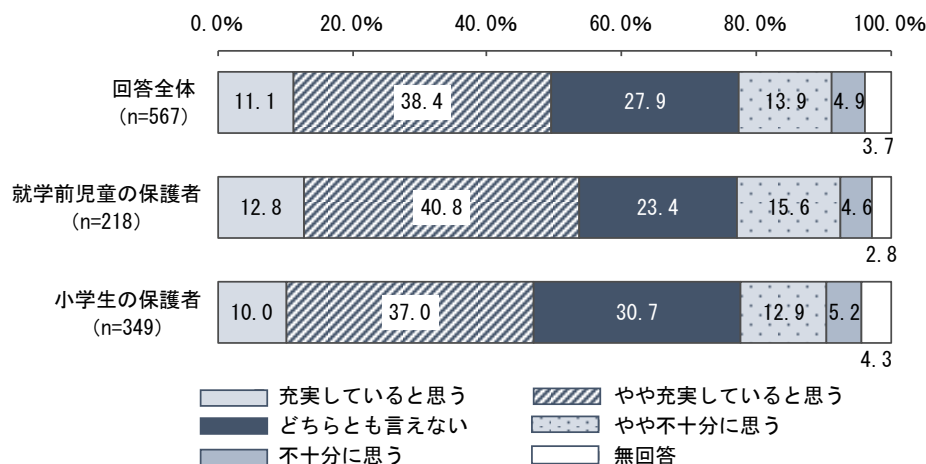
基本方針2 健やかにこどもが育つ教育・保育の環境をつくります

No	指標名	①	②	③	③÷②	出典
		策定時の 現況 令和元年度 (2019)	目標値 令和5年度 (2023)	現状値 令和5年度 (2023)	達成状況	
指標1	丸森町は教育・保育の環境が充実していると感じる保護者の割合	53.7%	60%以上	49.5%	82.5%	保護者アンケート調査 (就学前児童)

(指標1) 丸森町は教育・保育の環境が充実していると感じる保護者の割合

◎ 「充実していると思う」(11.1%)、「やや充実していると思う」(38.4%)を合わせた丸森町は教育・保育の環境が充実していると感じる保護者の割合は49.5%となっています。

図表 丸森町は教育・保育の環境が充実していると感じる保護者の割合



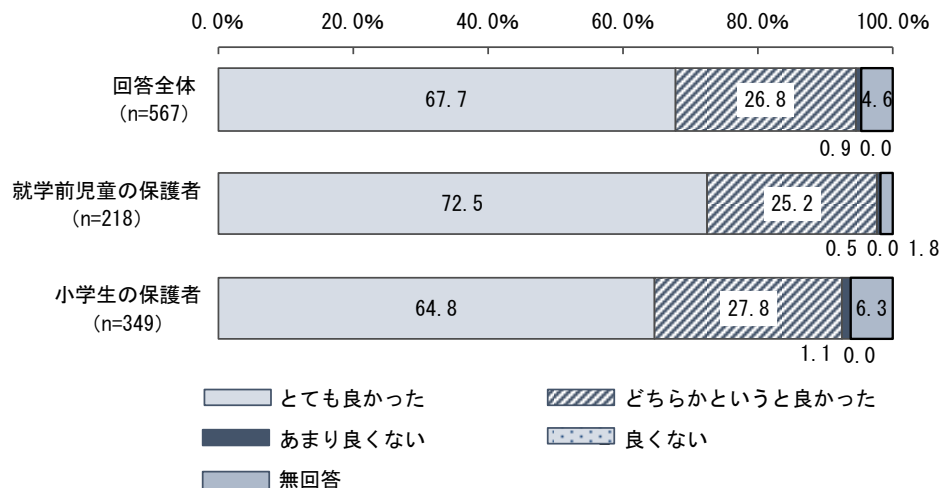
基本方針3 親がこどもとしっかり向き合える環境をつくります

No	指標名	①	②	③	③÷②	出典
		策定時の 現況 令和元年度 (2019)	目標値 令和5年度 (2023)	現状値 令和5年度 (2023)	達成状況	
指標1	こどもと接することに 喜びを感じる保護者の 割合	100%	70%以上	94.5%	135.0%	保護者アンケート調査

(指標1) こどもと接することに喜びを感じる保護者の割合

◎ 子育てをして「とても良かった」(67.7%)、「どちらかという良かった」(26.8%)を合わせたこどもと接することに喜びを感じる保護者の割合は94.5%となっています。

図表 こどもと接することに喜びを感じる保護者の割合



基本方針4 仕事と子育てが調和する環境をつくります

No	指標名	①	②	③	③÷②	出典
		策定時の 現況 令和元年度 (2019)	目標値 令和5年度 (2023)	現状値 令和5年度 (2023)	達成状況	
指標1	経済的・時間的に「余裕」があると感じている保護者の割合	48.1%	60%以上	30.0%	50.0%	保護者アンケート調査
参考指標1	若者の就業率(15歳～34歳・男女平均)	—	—	53.3%	—	2020年(令和2年)国勢調査

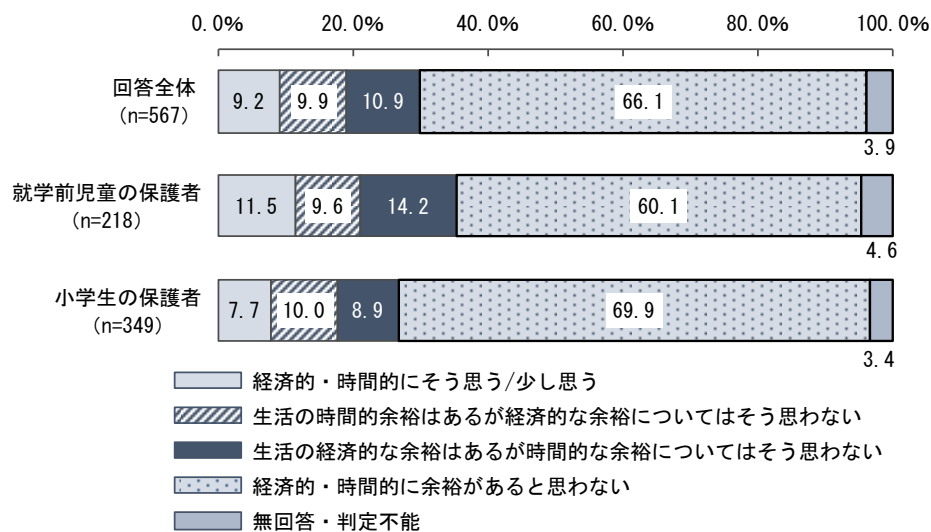
※指標1は経済的または時間的に余裕を感じている保護者

※参考指標1の男女別就業率は(15歳～34歳の就業者数÷人口) 男性：56.8%(498人÷877人)、女性：49.8%(345人÷693人)の平均値

(指標1) 経済的・時間的に「余裕」があると感じている保護者の割合

◎ 「経済的・時間的にそう思う/少し思う」(9.2%)、「生活の時間的余裕はあるが経済的な余裕についてはそう思わない」(9.9%)、「生活の経済的な余裕はあるが時間的な余裕についてはそう思わない」(10.9%)を合わせた経済的・時間的に「余裕」があると感じている保護者の割合は30.0%となっています。

図表 経済的・時間的に「余裕」があると感じている保護者の割合



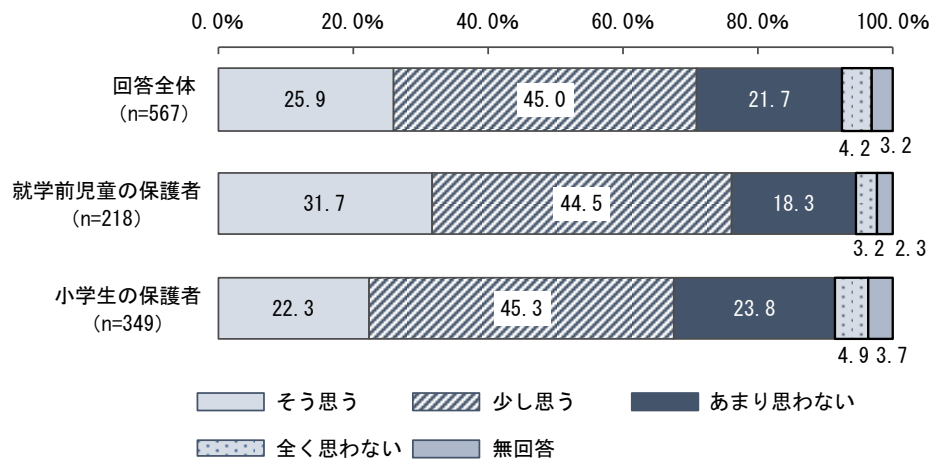
基本方針5 安心・安全で子育てしやすい生活環境をつくります

No	指標名	①	②	③	③÷②	出典
		策定時の 現況 令和元年度 (2019)	目標値 令和5年度 (2023)	現状値 令和5年度 (2023)	達成状況	
指標1	住み心地が良いまちだと感じている保護者の割合	53.7%	80%以上	70.9%	88.6%	保護者アンケート調査
指標2	住み心地が良いまちだと感じている中学生・高校生の割合	76%	80%以上	62.1%	77.6%	中高生アンケート調査
参考指標1	こどもが被害者となる交通事故・犯罪の発事件数（年間）	1件	－	1件	－	宮城県角田警察署提供（総務課）

（指標1）住み心地が良いまちと感じている保護者の割合

◎ 「そう思う」（25.9%）、「少し思う」（45.0%）を合わせた住み心地が良いまちと感じている保護者の割合は70.9%となっています。

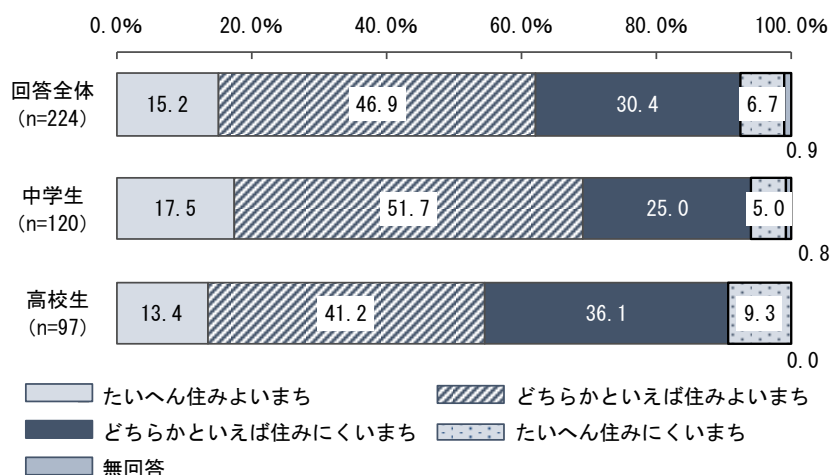
図表 住み心地が良いまちと感じている保護者の割合



(指標2) 住み心地が良いまちだと感じている中学生・高校生の割合

◎ 「たいへん住みよいまち」(15.2%)、「どちらかといえば住みよいまち」(46.9%)を合わせた住み心地が良いまちだと感じている中学生・高校生の割合は62.1%となっています。

図表 住み心地が良いまちだと感じている中学生・高校生の割合



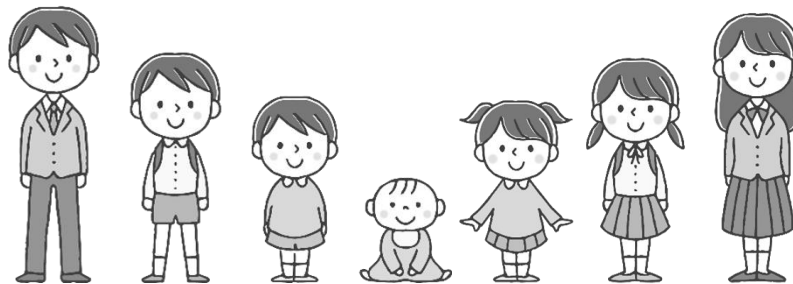
基本方針6 子どもと家庭の健康を守るための環境をつくります

No	指標名	①	②	③	③÷②	出典
		策定時の 現況 令和元年度 (2019)	目標値 令和5年度 (2023)	現状値 令和5年度 (2023)	達成状況	
指標1	乳幼児健診においてこどものことで心配があると回答した保護者の割合	39%	40%以下	20.0%	133.3%	各種健診問診票
指標2	支援が必要な妊産婦・子どもに対する支援割合	79.8%	80%以上	93.0%	116.3%	各種健診の経過観察者の支援状況
参考指標1	思春期におけるやせ・肥満度(中学生の標準体重に対する±20%超過者の割合)	—	—	16.0%	—	統計数値 (保健統計関連)

第3章 計画の基本理念・基本目標

第1節 基本理念

すべてのこどもが置かれている環境等に関わらず、
身体的・精神的・社会的に
将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で
健やかに成長できるまちを目指します。



近年、結婚観や生活様式が変化し、晩婚や未婚の傾向がますます高まるなど、暮らしや社会状況は変化しています。特に本町では、人口減少及び少子化の進行等によって、地域とこども・子育て家庭との関係性も変わってきているほか、子育てに不安感や負担感を持つ方が保護者の半数を超えている状況にあります。

こうしたなかで、こどもの健やかな成長と子育てを支えることは、一人ひとりのこどもや保護者の幸せにつながるだけでなく、社会の発展に欠かせません。そのためにも、家庭での子育てを基本としつつも、地域全体でこどもの成長や子育て家庭を見守り、支援していくことが重要です。

町では令和6年1月、全町をあげて、全力で本町のこどもを育てて行こうとする姿勢を示すものとして、「こども全力応援宣言」を掲げました。

丸森の豊かな自然と文化の中で、故郷に愛着と誇りを持ち、心豊かで健やかに育つよう、こどもの幸せな状態を高め、こどもの最善の利益を第一に考えるとともに、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整える必要があります。

そこで本計画の基本理念を「すべてのこどもが置かれている環境等に関わらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で健やかに成長できるまちを目指します。」とし、地域や行政、関係機関等が連携して、子育てに希望の持てる教育・保育の場の確保やこども・子育て支援の充実に取り組むとともに、すべてのこどもが一人ひとり尊重され、その幸せを実感できるよう取り組みます。

第2節 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の6つの基本目標を掲げ、総合的な子ども・子育て支援施策を展開します。

【妊娠・出産支援・こどもの健康づくり】

基本目標1 親とこどもが健康な生活を送ることができる

すべての妊産婦、母親とこどもに対して、妊娠・出産・育児期を通じて伴走的な支援を行うことで、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができ、親子の心身ともに健康な生活を送ることができるよう支援します。

【すべての子育て家庭への支援】

基本目標2 切れ目なく支援につながり、安心して子育てができる

子育てに対する不安や孤立感を和らげ、子育てに喜びを感じられるよう、相談支援体制の充実や各種助成制度等により子育てしやすい環境を整え、切れ目のない子育て支援を行うことで、安心して子育てができるよう支援します。

【すべてのこどもへの支援】

基本目標3 地域とともにこどもの健やかな成長を支える環境がある

すべてのこどもが健やかに成長できるよう、地域とともに多様な交流や活動、居場所づくり、安全の確保を通じて心豊かに育つ環境を整備し、こどもの健やかな成長を支えます。

【働いている子育て家庭への支援】

基本目標4 仕事と子育ての両立ができる

誰もが安心して働きながら子育てができるよう、仕事と子育ての両立を社会全体の課題として捉え、両立を支える制度の周知や環境づくりを促進するなど、より利用しやすい仕組みづくりを進めます。

【こども・家庭の状況に応じた個別支援】

基本目標5 こども・家庭の状況に応じたきめ細かな支援を受けることができる

生まれ育つ環境に関わらず、こども・家庭の状況に応じたきめ細かな支援が受けられるよう、こどもの幸せを第一に考え、個別の支援を必要とするこどもや家庭の援助の充実を図ります。

【次世代の親・こども・家庭を持つことを希望する人への支援】

基本目標6 結婚や子育てに希望の持てる人を増やす

こどもや若い世代が、将来の仕事や家庭を持つことに対して希望を持てるような社会環境づくりを進めます。

第4章 こども・子育て支援施策の展開

第1節 施策体系

図表 基本目標・基本施策の展開

基本目標	基本施策
【妊娠・出産支援・こどもの健康づくり】 基本目標 1 親とこどもが健康な生活を送ることができる	1-1 安心して妊娠・出産をすることができるための支援 1-2 こどもの健康づくり支援
【すべての子育て家庭への支援】 基本目標 2 切れ目なく支援につながり、安心して子育てができる	2-1 子育ての相談と情報提供の充実 2-2 子育て家庭の交流促進 2-3 教育・保育の充実 2-4 こどもにやさしい住まいやまちづくりの整備 2-5 子育てにかかる経済的負担の軽減
【すべてのこどもへの支援】 基本目標 3 地域とともにこどもの健やかな成長を支える環境がある	3-1 地域ぐるみの子育て支援 3-2 こどもの交流・学習活動の充実 3-3 こどもがのびのびと過ごせる居場所の確保 3-4 安全・便利な交通環境の整備 3-5 こどもの安全の確保
【働いている子育て家庭への支援】 基本目標 4 仕事と子育ての両立ができる	4-1 仕事と子育ての両立の推進 4-2 多様な働き方の推進
【こども・家庭の状況に応じた個別支援】 基本目標 5 こども・家庭の状況に応じたきめ細かな支援を受けることができる	5-1 障害のあるこどもへの支援 5-2 こどもの権利の啓発と虐待の防止 5-3 こどもの貧困やひとり親家庭の自立支援（こどもの貧困対策計画） 5-4 ヤングケアラーへの支援 5-5 いじめ・不登校・ひきこもりへの支援
【次世代の親・こども・家庭を持つことを希望する人への支援】 基本目標 6 結婚や子育てに希望の持てる人を増やす	6-1 子育てに関する意識の啓発・発信 6-2 次世代の親の育成 6-3 若者への支援

図表 成果指標一覧

項目	現状 令和5年度 (2023)	目標 令和10年度 (2028)	出典
基本理念「すべてのこどもが置かれている環境等に関わらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で健やかに成長できるまち」の実現			
こどもの主観的幸福感（生活満足度） （7点以上と答えた割合）	58.8%	70%	生活実態調査（児童生徒）
子育てしやすいまちだと感じる保護者の割合	32.9%	70%	保護者アンケート調査
基本目標1 親とこどもが健康な生活を送ることができる			
支援が必要な妊産婦・子どもに対する支援割合	93.0%	100%	各種健診の経過観察者の支援状況
妊婦健診受診率	100%	100%	受診者数÷対象者数
乳幼児健診（1歳6か月）においてこどものことで心配がある保護者の割合	24%	20%	保護者への聞き取り調査
基本目標2 切れ目なく支援につながり、安心して子育てができる			
子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	54.3%	30%	保護者アンケート調査
丸森町は教育・保育の環境が充実していると感じる保護者の割合	49.5%	80%	保護者アンケート調査
ICTによる子育て支援情報の発信数	270件	300件	子育て定住推進課
基本目標3 地域とともにこどもの健やかな成長を支える環境がある			
ふるさと学習実施回数	58回	60回	学校教育課
住民自治組織子ども・子育て関連事業数	26回	26回	企画財政課
基本目標4 仕事と子育ての両立ができる			
保育所等待機児童数	0人	0人	子育て定住推進課
子どもと接することに喜びを感じる保護者の割合	94.5%	95%	保護者アンケート調査
経済的・時間的に「余裕」があると感じている保護者の割合	30.0%	60%	保護者アンケート調査
基本目標5：こども・家庭の状況に応じたきめ細かな支援を受けることができる			
要保護児童対策地域協議会会議及び研修会の実施回数	4回	4回	子育て定住推進課
虐待防止等研修会の参加人数	31人	45人	子育て定住推進課
基本目標6：結婚や子育てに希望の持てる人を増やす			
丸森町に将来も住み続けたいと思う中高生の割合	39.3%	60%	中高生アンケート調査
家庭教育セミナーの参加人数	57人	80人	生涯学習課

第2節 施策の取組

【妊娠・出産支援・こどもの健康づくり】

基本目標 1 親とこどもが健康な生活を送ることができる

1-1 安心して妊娠・出産をすることができるための支援

●● 実施方針 ●●

- 健康診査、健康相談等の母子保健事業の実施により、母子の健康の保持と増進を図るとともに、妊婦や子育て世帯に寄り添い、安心して出産・子育てができるように面談や継続的な情報発信、相談等を行い、妊娠期から出産・子育て期にかけ、必要な支援につなげる伴走型相談支援の充実を図ります。
- 健診や訪問等を通じて支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が安心とゆとりを持って子育てができるよう努めます。
- こどもを持ちたいと望む方が安心して適切な時期に不妊治療を受けることができるなど、安全な出産に向けた対策を推進します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
1	母子健康手帳交付時における妊婦相談	・母子健康手帳交付時の妊婦相談を伴走型相談支援の始まりの貴重な機会と捉え、保健師・助産師等による妊娠中の保健・栄養等に関する個別相談を実施し、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう支援します。	子育て定住推進課
2	初回産科受診料助成事業	・初回の産科受診料の費用を助成します。	子育て定住推進課
3	妊婦健診費用助成事業	・母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診券 14 回分（多胎は 6 回分追加）と乳児健診受診券 2 回分（生後 2 か月及び 8 か月）を交付し、妊産婦の経済的負担を軽減します。	子育て定住推進課
4	新生児聴覚検査事業	・母子健康手帳交付時に新生児に実施する聴覚検査助成券を交付します。	子育て定住推進課
5	産婦健診費用助成事業	・産婦健診受診券 2 回分（産後 2 週間及び 1 か月）を交付し、産婦の経済的負担を軽減します。	子育て定住推進課
6	新生児産婦訪問指導	・新生児と産婦のいる家庭へ保健師等が訪問し、新生児の発達発育状況及び産婦の健康状態を確認するなど、継続して伴走型相談支援を行い、安心して子育てできる相談体制を整えます。	子育て定住推進課

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
7	乳児家庭全戸訪問事業	・おおむね生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、支援するとともに子育て支援に関する情報提供を行います。併せてブックスタート事業により、赤ちゃんと保護者が絵本を介してふれあうきっかけづくりとして、絵本をプレゼントします。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
8	養育支援訪問事業	・養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育ができるよう支援します。	子育て定住推進課
9	産後ケア利用助成事業	・産婦（産後1年まで）が身体的・心理的ケアのために利用する産後ケアの利用料を助成します。	子育て定住推進課
10	産前・産後サポート事業 (WARASKOサロン)	・産前・産後の心身回復のためのヨガやストレッチなどの講座を開催するほか、妊婦体験や沐浴練習ができる機会や交流の場を提供します。	子育て定住推進課
11	不妊治療費助成事業	・保険適用となる不妊検査・一般不妊治療・生殖補助医療の自己負担額を全額助成、生殖補助医療と組み合わせて実施される先進医療の自己負担額の一部を助成し、不妊に悩む方の経済的負担を軽減します。	保健福祉課

1-2 こどもの健康づくり支援

●● 実施方針 ●●

- 乳幼児健康診査等により、一人ひとりの乳幼児の発育や発達に応じた健康づくりを支援するとともに、健康や子育ての課題発見の契機として、必要な場合は早期支援につなげます。
- 生きるための基本的知識である正しい食事や食習慣について啓発し、こどもの健康づくりを支援します。
- 感染症の重症化及びまん延を予防するため、適切な時期に確実に各種予防接種が受けられるよう対象者への周知を奨め、こどもの健康の保持増進に努めます。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
12	乳幼児健診・相談の実施	・集団健診（3～5か月児健診・1歳6か月健診・2歳児歯科健診・3歳児健診・5歳児健診）、離乳食相談・訪問、あかちゃん相談を通じて、乳幼児の発達・発育状況を確認するほか、栄養士や保健師等による保健指導を実施します。	子育て定住推進課
13	1歳・3歳すこやか絵本事業	・親と子がふれあう時間を持つきっかけづくりとして1歳6か月児・3歳児健診の際にこどもの名前等を入れ込んだ、オリジナル知育絵本をプレゼントします。	子育て定住推進課

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
14	乳幼児精神発達相談	・乳幼児健診等の結果、より精密な健康診査が必要な乳幼児を対象に臨床心理士による発達相談及び発達検査を行うとともに、対応等の助言・指導を行い、保護者の育児困難感や不安等を軽減し、母性と乳幼児の健全育成を図ります。	子育て定住推進課 保健福祉課
15	むし歯予防フッ素塗布無料券の交付	・1歳10か月児を対象に助成券を交付し、指定歯科医療機関において、無料歯科健診、フッ化物塗布、専門的なむし歯予防指導を実施します。	子育て定住推進課
16	親と子の食育教室	・各地区食生活改善推進員や健康日本21地域計画推進委員(げんまる推進委員)の協力により、「食」に関する知識や「食」を選択する力を習得するため、保育所・小学校等のこどもたちとその保護者を対象とした食育教室等を実施します。	保健福祉課/社会福祉協議会
17	定期予防接種の実施	・予防接種法に基づき、定期予防接種を公費により実施します。	保健福祉課
18	任意予防接種費用の助成	・保護者の経済的負担軽減のため、幼児期任意予防接種の種類に応じ、費用の全額及び一部を助成します。	保健福祉課
19	夜間・緊急時小児科等の医療機関の紹介	・広報紙や「まるもり子育てガイドブック」に、宮城県こども夜間安心コール等の情報を掲載し、夜間や休日の急なこどもの発熱やケガに関する相談窓口について情報提供します。	保健福祉課

【すべての子育て家庭への支援】

基本目標 2 切れ目なく支援につながり、安心して子育てができる

2-1 子育ての相談と情報提供の充実

●● 実施方針 ●●

- 丸森町こども家庭センター「WARASKO」を中心に、こどもの健康やこどもとの接し方、しつけ、家庭内での悩みごとなど、子育てに伴う様々な事柄について気軽に相談ができる体制を整備します。
- 子育て支援アプリなど、ICT を活用することで必要な情報を受け取りやすい体制を整備することにより子育ての知識・経験の不足や相談相手がいないことからくる不安や孤立感の軽減を図ります。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
20	丸森町こども家庭センター「WARASKO」	・丸森町こども家庭センター「WARASKO」では、助産師や保健師等が電話相談や訪問により健康状態の確認、保健指導など妊娠から産後のトータルサポートを実施するとともに、専門職による子育てに関する悩みや不安の相談に応じます。	子育て定住推進課
21	ICT を活用した情報発信	・いつでもどこでも子育てに関する情報が取得でき、妊娠期・子育て期を安心して過ごすことができるよう、スマートフォンやタブレット端末などを通じて、必要な情報を発信します。	総務課 保健福祉課 子育て定住推進課
22	母子健康手帳アプリ	・妊娠期からの切れ目のない支援の一環として従来の母子健康手帳の補完として ICT を活用し、妊産婦及びこどもの健康記録や予防接種管理、子育て支援情報を発信することで、母子保健サービスの充実を図ります。	保健福祉課 子育て定住推進課
23	産婦人科・小児科オンライン医療相談事業	・ウェブサイトやアプリで悩みやこどもの健康等を医師らに直接相談できる環境を提供します。	子育て定住推進課
24	「まるもり子育てガイドブック」の更新・情報発信	・子育て中の方や、今後親となる方向けの子育てに関する情報を集約した「まるもり子育てガイドブック」を毎年更新し、情報を発信していきます。	子育て定住推進課
25	子育て支援センターによる育児相談	・子育てに関する悩みや不安について、子育て支援センターの保育士が相談に応じます。その相談内容に応じて各種支援窓口を案内するなど、子育て家庭が気軽に相談できる窓口として取り組みます。	子育て定住推進課
26	ワンストップサービスの推進	・子育てや児童生徒に関する各種手続や相談のため来庁した方に対し、ワンストップ窓口のサービスの提供に努めることにより、来庁者に対するサービスの向上を図ります。	総務課 町民税務課 保健福祉課 子育て定住推進課 学校教育課

2-2 子育て家庭の交流促進

●● 実施方針 ●●

- 楽しく子育てができるよう子育て中の親子の交流を促進するとともに、子育てについて学ぶことができる様々な機会を提供し、子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。
- 町内で子育て家庭が集う場や機会において、参加する親子の交流と子育ての仲間づくりを促進します。
- 子育てサークルなど、保護者やこどもの参加による自主的な活動を支援します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
27	認定こども園開放	・丸森たんぼぽこども園と丸森ひまわりこども園の園庭と絵本コーナーを開放します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
28	保育所開放	・毎週水曜日（6～2月）の午前中に大内保育所を開放します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
29	丸森たんぼぽ 子育て支援センター 丸森ひまわり 子育て支援センター	・こどもたちがのびのびと遊んだり、親同士や祖父母等の交流の場として毎日開放します。 ・未就学児親子に限らず小学生親子や地域住民が参加できる様々な機会を提供し、地域交流による子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
30	子育てサポーターの育成	・宮城県の子育てサポーター制度の周知を図り、人材の掘り起こしを図るとともに、計画的な人材育成に努めます。	生涯学習課/社会福祉協議会
31	子育てボランティアの育成・支援	・子育ての悩みなどを気軽に相談したり、軽易な手伝いをしたりする子育てボランティアの研修案内をより効果的に周知するなど、人材の育成・確保に向けた支援を実施します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
32	子育て支援グループの自主活動支援	・町内で自主的に活動する子育て支援グループが活動を維持・継続していけるよう支援します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
33	ファミリー・サポート・センター事業の検討	・保護者のニーズを把握するとともに、地域で子育て支援を行う団体や個人を育成・支援するなどして、事業導入の可能性について検討します。	子育て定住推進課

2-3 教育・保育の充実

●● 実施方針 ●●

- 保護者の様々なニーズに応じてこどもを預かる教育・保育の充実を図り、保護者の社会参加の促進や子育てに伴う精神的・身体的負担の軽減を図ります。
- 各教育・保育施設の運営を支える保育人材の確保を支援し、持続可能な運営及び教育・保育環境の維持に努めます。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
34	認可保育所の運営	・ 私立認可保育所として丸森町社会福祉協議会が運営し、入所児の個性に応じたきめ細かな質の高い保育サービスの提供を行います。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
35	認定こども園運営支援	・ 町内2か所の私立認定こども園を丸森町社会福祉協議会が運営しています。町では、給付交付金と補助金の交付及び町職員の派遣を行い、運営が順調に進むよう支援します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
36	幼保小中連携の推進	・ 幼保小・小中の滑らかな接続によりこどもの健やかな成長及び学力向上を図るため、PTAや関係機関との懇話会を開催するなどの連携強化を推進し、こどもたちにとって豊かな教育環境を整備します。	学校教育課 子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
37	延長保育事業	・ 保護者のニーズに合わせた早朝から夜間の延長保育の実施を支援します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
38	一時保育利用促進事業	・ 6か月～2歳未満（未就園）を対象に一時保育無料券を配布し、保護者の育児の負担軽減に努めます。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
39	一時預かり事業	・ 保育施設に入所していない生後6か月以上の就学前のこどもを対象とする一時保育の実施を支援し、保護者の傷病等による緊急時の保育などに対応します。 ・ 認定こども園の幼稚園機能を利用している児童を対象に、降園以降や長期休業期間等にやむを得ず保育を希望する場合に受け入れを行っています。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会等
40	病後児保育事業	・ 病気の回復期にある病後児の保育実施を支援します。 ・ ホームページやSNSを活用し、子育て中の保護者に広く周知するなど、利用促進につながる取り組みを推進します。	子育て定住推進課
41	保育士再就職支援事業の実施	・ 宮城県保育協議会と連携しながら有資格者の再就職相談や研修の周知に取り組むなど、保育人材の確保に努めます。	子育て定住推進課

2-4 こどもにやさしい住まいやまちづくりの整備

●● 実施方針 ●●

- 子育て家庭が暮らしやすい住まいや子連れで外出しやすい環境を確保するなど、こどもや子育てにやさしいまちづくりを推進します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
42	子育て支援体制整備事業	・ 町内への思いやり駐車場やベビーケアルームの設置等を行うことにより、子連れでの外出や子育てしやすい環境の整備を進めます。	子育て定住推進課
43	しあわせ丸森暮らし応援事業	・ 新婚・子育て世帯の町内定住を図るため、新たな住宅の取得や住宅のリフォーム及び民間住宅の賃貸を行う若者等の世帯に対し、補助金を交付します。	子育て定住推進課
44	子育て世帯が安心できる町営住宅の提供	・ (若者) 定住促進住宅の安価での提供や、公営住宅の入居要件を拡充し、子育て世帯に安心できる住宅を提供します。	建設課
45	快適な町営住宅の提供	・ ニーズ等を把握し、必要な改修・改善工事の施工により、良好な住環境を継続して提供します。	建設課
46	空き家の有効活用	・ まるもり移住・定住サポートセンターにおいて丸森町空き家バンクの運営を行い、空き家の所有者と空き家の購入・賃貸希望者とのマッチングを図ります。	子育て定住推進課
47	水道水の安定供給	・ 安全でおいしい水を供給するため、施設の適切な維持管理を実施します	建設課
48	水洗化の普及促進	・ 公共下水道、農業集落排水施設への接続を促進するとともに、未整備地区については合併処理浄化槽の普及促進を図ります。	建設課

2-5 子育てにかかる経済的負担の軽減

●● 実施方針 ●●

- 保育料等・学校給食無償化や手当の支給、各種助成により、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、経済的な理由で子どもを生み育てることが困難な状況にならないよう支援します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
49	出産育児一時金支給	・国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。	保健福祉課
50	児童手当支給	・児童を養育している家庭の負担軽減と健全育成施策の一環として、高校生世代まで（18歳の年度末まで）の児童を養育している方に手当を支給します。	子育て定住推進課
51	妊娠・出産祝金支給事業	・妊娠時に3万円のギフト券・出産時に現金10万円を支給することで子育て世代を応援します。	子育て定住推進課
52	妊婦のための支援給付金支給事業（国の制度）	・妊娠中に5万円、出産中に妊娠しているこどもの人数1人あたり5万円を支給し、相談支援と経済的支援の両面から、子育て家庭を応援します。	子育て定住推進課
53	子ども医療費の助成	・子ども（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の医療費の一部負担金（健康保険適用分）及び入院時食事代の自己負担額について助成します。	保健福祉課
54	未熟児養育医療費の助成	・療育のため、未熟児が安心して治療が受けられるよう入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において安心して治療が受けられるよう必要な医療費を給付します。	保健福祉課
55	家事・育児支援サービス利用応援事業（WARASKOクーポン）	・未就学児のいる家庭の家事代行やシッターなどのサービス利用料を助成します。	子育て定住推進課
56	保育料等無償化事業	・町の独自事業と国の制度により保育料と副食費を無償化しています。	子育て定住推進課
57	小学校入学祝金支給事業	・こどもの小学校入学を祝福して小学校入学祝金を支給します。	学校教育課
58	町立小中学校入学準備支援事業	・町立小中学校の入学時に運動着一式を支給します。	学校教育課
59	学校給食無償化事業	・町立小中学生の学校給食費を無償化しています。	学校教育課
60	各種検定受験料助成事業	・町内小中学校、町内に在住する小学4年生以上～高校生を対象に英語、算数・数学、漢字検定の検定料を町が全額負担します。	生涯学習課
61	子育て応援町産米提供事業	・高校生世代をもつ子育て世帯へ丸森町産米を提供します。	農林課
62	国民健康保険税子どもの均等割額の全額減免	・18歳までの子どもにかかる国民健康保険税の均等割額を減免します。	町民税務課
63	産前産後の国民健康保険税減額	・出産予定月の前月から出産予定月の11か月後までの合計13か月を減額します。	町民税務課

【すべての子どもへの支援】

基本目標 3 地域とともにこどもの健やかな成長を支える環境がある

3-1 地域ぐるみの子育て支援

●● 実施方針 ●●

- 地域におけるこども・子育てに関する活動を支援し、様々な主体との連携、協働による地域ぐるみの子育て支援を実施します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
64	地域子育て支援センターの運営支援	・丸森町社会福祉協議会が運営する地域子育て支援センターを支援することにより就学前の親子の世代間交流や、保護者の育児相談等を行います。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
65	子ども・子育て会議の運営	・子育て支援施策をより効果的に推進するため、保護者・関係者の参画を得て、それぞれの立場からの意見を反映させるための合議体として子ども・子育て会議を運営します。	子育て定住推進課
66	地域団体との連携	・ボランティア団体をはじめとする既存の団体と連携しながら、地域の子育て支援のネットワーク化を図ります。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
67	住民自治組織との協働	・住民自治組織と連携し協働しながら、地域での子育て支援に取り組みます。	子育て定住推進課 企画財政課/ 住民自治組織

3-2 こどもの交流・学習活動の充実

●● 実施方針 ●●

- 小学校において、ふるさと丸森8地区の自然や文化等を学ぶふるさと教育を推進し、地域の方々とのふれ合いを通して地域とこどもの繋がりを深めます。
- すべてのこどもたちが将来に夢や希望を持てるよう、ライフステージに応じた支援に努めるとともに、地域におけるこどもの居場所づくりを推進し、地域で見守り支え合う子育て支援を推進します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
68	ふるさと教育の推進	・ こどもが地域を知るためのプログラムの作成や地域を好きになる授業を導入し、地域とこどもの繋がりを強化します。また、教員に対する町内研修の充実を図ります。	学校教育課
69	土曜学び塾の実施	・ 学び支援コーディネーターと学び支援相談員を配置し、毎週土曜日に小学5・6年生を対象とした学習支援を実施します。	生涯学習課
70	町営学習塾事業	・ 中学生を対象に家庭学習習慣の定着と学力向上を図れるよう完全予習型の町営塾を実施します。	生涯学習課
71	標準学力調査の実施	・ 町独自に小中学校全学年に標準学力調査を実施します。その調査を分析し、各学校において児童生徒の実態に応じた学習指導を行います。	学校教育課
72	学習用辞書の配布	・ 小学校3年生の児童に対して国語辞書を配布し、学習意欲の向上を図ります。	学校教育課
73	こどもエコレンジャー	・ 地球温暖化防止対策を推進するため、次世代を担うこどもたちが環境に配慮した活動に取り組めるよう学習機会の充実を図り、人材育成に努めます。	町民税務課
74	スポーツ少年団の育成	・ それぞれのスポーツ種目のみの活動にとどまらず、野外活動や文化・学習活動など、ジュニア期に必要な幅広い分野での様々な交流活動を行います。 ・ スポーツ指導者の資格取得を促し、スポーツを通じた団員の健全な育成支援します。	生涯学習課
75	読書活動の推進	・ 小学校新入生へ優良絵本贈呈するセカンドブック事業を実施するとともに、読み聞かせの実施、読み聞かせボランティアの育成等により、幼少期から本に親しむきっかけをつくります。	生涯学習課
76	子どもの ^{もり} 森林保全活動	・ 町村合併70周年を記念して、町内小学生が植林した「まるもり子どもの ^{もり} 森林」の保全活動を通じ、森林の持つ大切な役割などをこどもたちが学習する機会を提供します。	農林課
77	ふるさと子ども交流事業への支援	・ 丸森町姉妹都市交流協会が実施する小学5・6年生を対象とした北海道北見市とのふるさと子ども交流事業を支援し、体験学習などを通してこども同士の交流を図ります。	企画財政課

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
78	国際交流・語学学習事業	・グローバル化に対応した教育活動の充実を図り、外国語活動や外国語への興味関心を高めながら、コミュニケーション能力を養う環境づくりを進めます。	学校教育課

3-3 こどもがのびのびと過ごせる居場所の確保

●● 実施方針 ●●

- 遊びや体験、読書など、こどもが多様な活動を通じて成長する機会を確保し、豊かな心を育む環境を整備します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
79	こどもの居場所づくり	・放課後や長期休暇中のこどもたちの安全安心な居場所をつくり、多様な体験学習の機会をつくれます。	生涯学習課 子育て定住推進課
80	図書環境の整備	・金山図書館及び各まちづくりセンターの図書コーナーを充実し、こどもが気軽に立ち寄れる環境づくりを推進します。	生涯学習課/住民自治組織
81	町民広場の整備	・こどもたちや保護者がより利用しやすい公園とするため、遊具等の更新を含め、町民広場の整備を行います。	企画財政課
82	こどもの遊び場の確保	・こどもを安心して遊ばせながら交流の場となるよう室内遊び場の整備などを検討します。	企画財政課 子育て定住推進課

3-4 安全・便利な交通環境の整備

●● 実施方針 ●●

- 児童生徒の交通事故等を未然に防ぐため、通学路を中心に歩道やガードレール等の安全施設の整備や防犯灯を設置するなどの安全確保に努めます。
- 遠距離通学を支援するために、阿武隈急行線通学定期券の購入費用の一部を補助します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
83	安全施設の整備	・小中学生の通学路を中心に歩道やガードレール等の安全施設を整備します。	建設課
84	防犯灯の設置	・通学路に防犯灯を設置し、登下校時の安全確保に努めます。既存の防犯灯は、必要に応じて設置箇所を見直します。	総務課/防犯協会
85	阿武隈急行線利用促進 通学定期券購入費補助事業	・阿武隈急行を利用する町民に対して運賃の一部を助成し、利用者の負担軽減と阿武隈急行線の利用拡大を図ります。 ・阿武隈急行線利用促進通学定期券の購入費用の一部（3分の2）を補助します。	企画財政課

3-5 こどもの安全の確保

●● 実施方針 ●●

- こどもが事故や犯罪に巻き込まれることのないよう、事故予防や安全な遊び場所の提供を推進します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
86	通学時の見守り	・地域に暮らすこどもの安全を守るため、警察及び交通安全指導員の連携による安全の確保や防犯協会、交通安全協会などの各種団体による見守りの推進を図ります。	総務課/ 角田警察署 交通安全指導隊 防犯協会 交通安全協会
87	不審者一斉通報システムの活用	・安心・安全メールや公式 LINE 等を活用し、防犯情報や不審者情報などを速やかに配信し、安心・安全な環境づくりを進めます。	総務課
88	遊具の維持・管理	・都市公園、旧小学校、町営住宅児童遊園等の遊具施設を適切に管理し、安全な遊び場の確保を図ります。	商工観光課 企画財政課 学校教育課 建設課
89	地域ぐるみ声がけ運動	・各種団体と連携しながら住民によるこどもへの声がけを励行することにより、地域によるこどもの見守りを推進します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会

【働いている子育て家庭への支援】

基本目標 4 仕事と子育ての両立ができる

4-1 仕事と子育ての両立の推進

●● 実施方針 ●●

- 仕事と子育てを両立するうえで重要となる教育・保育の充実に加え、住民や事業主に対する意識啓発を進め、仕事と子育ての両立がしやすい環境等の定着につながるよう取り組みます。
- 働きながら子育てを行うことができるよう、また保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、教育・保育環境及び地域子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
90	男女共同参画社会の推進	・ 社会生活における男女共同参画に向けた意識啓発のため、すべての住民を対象に、情報の発信や、講座の開催など啓発事業を実施し、男女共同参画社会の形成を促進します。	企画財政課
91	教育・保育サービスの提供	・ 町内のこども園、保育所を運営する丸森町社会福祉協議会と連携し、質の高い教育・保育サービスの提供と適切な保護者支援を推進します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
92	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供します。	子育て定住推進課

4-2 多様な働き方の推進

●● 実施方針 ●●

- 仕事優先型の働き方の見直しや育児休暇の取得など、多様な働き方が選択できるよう事業主等への意識啓発を進めます。
- 保護者が子どもとふれあい、育児に参加する機会を提供することで、ともに子育てを担っていく子育て家庭を形成します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
93	親子のふれあい事業	・子どもとの関わり方のヒントを学べる講座を開催し、親としての心構えや簡単な家事の仕方などを学べる機会を設けます。	子育て定住推進課
94	育児休暇の取得促進	・育児休暇等の取得促進など、事業主等への啓発活動を実施し、地域社会で支える子育て環境の整備を図ります。	商工観光課 子育て定住推進課
95	テレワーク環境の推進	・子育て中の方でも新たな働き方（テレワーク）ができるよう、テレワーカー育成講座を開催するとともに、テレワークに取り組む方の拠点を支援します。	子育て定住推進課
96	柔軟な働き方の推進	・子育て中の就業時間短縮など働き方を見直し、柔軟な働き方ができるよう、住民や企業に対する意識啓発を行います。	商工観光課 子育て定住推進課

【こども・家庭の状況に応じた個別支援】

基本目標 5 こども・家庭の状況に応じたきめ細かな支援を受けることができる

5-1 障害のあるこどもへの支援

●● 実施方針 ●●

- 支援を必要とするこどもやその保護者に対し、障害特性や発達段階等に応じたきめ細かな支援の充実に努めます。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
97	障害児保育事業	・障害のあるこどもや障害の可能性のあるこどもについて、より良い発達発育を促すための集団保育が実施できるよう支援します。	子育て定住推進課
98	療育支援体制事業	・心身に障害のあるこども及び発達上支援が必要なこどもに関わる関係者が情報を共有し、発達に応じた切れ目のない療育支援体制を推進します。	保健福祉課
99	障害福祉団体等への支援	・障害福祉団体等、障害児を抱える親同士の交流の機会を通じて不安軽減が図られるよう、自主的な活動を支援します。	保健福祉課
100	特別児童扶養手当支給	・身体または精神に一定の障害のある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。	子育て定住推進課
101	自立支援医療（育成医療）	・自立支援医療費（育成医療）助成により、医療を必要とする障害のある児童の医療費の自己負担額を軽減します。	保健福祉課
102	障害児通所支援等事業	・未就学児を対象とした児童発達支援や、就学児を対象とした放課後等デイサービスなど、障害のある児童の発達等を支援するサービスの提供を行います。	保健福祉課
103	教育相談・就学相談の充実	・教育、保健、医療、福祉等と連携し、乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談を実施し、適正な就学に向けた支援に努めます。	子育て定住推進課 保健福祉課 学校教育課
104	個々に応じた教育の充実	・年少期からの*インクルーシブ教育を推進し、障害の有無に関わらず、様々な学びや遊び等の機会を通じて将来の可能性を育む教育を推進します。 ・関係機関と連携し、義務教育終了後の進路や就労について、支援の充実に図ります。	子育て定住推進課 保健福祉課 学校教育課

※インクルーシブ教育とは、国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもが共に学び合う教育のことです。

5-2 こどもの権利の啓発と虐待の防止

●● 実施方針 ●●

- すべてのこどもを権利の主体として認識し、意見を表明することができ、ともに政策を進めていくための仕組みづくりを構築するとともに、多様な価値観に出会い、人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく生き、暮らしていくことができるための社会環境づくりを推進します。
- 「子どもを守る地域ネットワーク」として、要保護児童対策地域協議会の構成員によるネットワークを活用し、支援を必要とするこども・家庭を早期に発見し、適切な子育て支援を行い、児童虐待の防止に努めます。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
105	こどもの権利啓発活動	・ こどもの権利や児童虐待防止に関するポスターやパンフレットなどを活用した啓発活動を実施します。 ・ オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンなどの機会に、児童虐待防止の意識を高めるため、オレンジリボン運動を実施します。	子育て定住推進課
106	子育て世帯訪問支援事業	・ 虐待の未然防止のため、支援が必要と思われる家庭への訪問支援の検討を行います。	子育て定住推進課
107	児童育成支援拠点事業	・ 養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談等の支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、個々の児童の状況に応じた包括的な支援の検討を行います。	子育て定住推進課
108	親子関係形成支援事業	・ 親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的に、児童とのかかわり方や子育ての悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言の実施を検討します。 ・ 同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を検討します。	子育て定住推進課
109	要保護児童対策地域協議会の開催	・ 保護を要する児童の地域対策として協議会を開催します。	子育て定住推進課
110	虐待防止等研修会の開催	・ 要保護児童対策の一環として虐待防止等研修会を開催します。	子育て定住推進課

5-3 こどもの貧困やひとり親家庭の自立支援（こどもの貧困対策計画）

本施策は、親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立に至るまでの過程におけるすべてのこども及びその世帯を対象に、こどもの貧困対策の推進に関する法律第10条に定める「市町村における子どもの貧困対策についての計画（市町村計画）」として位置づけます。

●● 実施方針 ●●

- すべてのこどもの現在及び将来が家庭環境や住んでいる地域に左右されることなく、支援が必要なこども・家庭に対し迅速かつ適切な支援ができるよう、国の「子供の貧困対策に関する大綱」などを踏まえながら、様々な分野の施策を横断的、かつ重層的に活用することで、こどもの貧困対策を総合的に取り組みます。
- 関係機関と連携し、子育て支援をはじめ、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援を柱とする総合的な支援に努めます。また、支援を必要とする家庭やそのこどもを早期に把握し、地域でこどもの健やかな成長を見守る環境の充実に努めるとともに、家庭やこどもが置かれている状況に応じた適切な支援につなげる体制整備を進めます。

●● 推進する施策・事業の実施概要 ●●

（1）教育支援の充実

① 学力向上の支援

（主な担当課：学校教育課、生涯学習課）

こどもたち一人ひとりの学習状況に応じて、各学校と教育委員会の連携により、つまづきや学び残しの解消を支援します。また、こどもの学ぶ意欲を支援するため、土曜学び塾、町営学習塾の実施及び各種検定受験料の助成を行います。

② 教育相談

（主な担当課：学校教育課）

こどもの情緒や発達上の悩み、不登校などの教育相談をきめ細かにを行い、スクールカウンセラーと連携しながら、学校生活や教育環境等の改善・充実に支援します。

教育相談の実施にあたっては、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携した支援を行います。

③ 教育費の負担軽減

（主な担当課：学校教育課、子育て定住推進課）

家庭の所得水準にかかわらず、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、教育にかかる経費の一部を公費で負担します。

保育所等の保育料や小中学校の給食費を無償化するほか、小学校入学祝金の支給、町立小中学校入学準備支援等、保護者の経済的負担を軽減します。

就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費等、学校で必要な費用の一部を支給します。

(2) 生活支援の充実

① こども・保護者の健康づくり

(主な担当課：保健福祉課、子育て定住推進課)

訪問事業、妊産婦・乳幼児の健康診査等、すべての乳幼児、保護者を対象とした事業を通じて、親子の心身の状態や養育環境の把握に努めます。

産後ケアや養育支援訪問事業等を通じて、親子の心身の健康づくりに取り組みます。

② こども・保護者の居場所づくり

(主な担当課：子育て定住推進課／協働団体：社会福祉協議会、住民自治組織)

乳幼児親子の孤立を防ぐため、子育て支援センターや認定こども園、保育所開放等により、地域とつながる機会を創出します。

こどもたちが、地域の大人などによる見守りの中、放課後等に安心して過ごせるよう、多様な居場所づくりに取り組みます。

③ 生活困窮世帯等への生活支援

(主な担当課：保健福祉課)

生活に困窮する保護者等に対して、自立に向けた相談や家計改善の相談、家事等の生活支援を行うなど、家庭への適切な支援を実施します。

(3) 就労支援の充実

① 保護者の就労支援

(主な担当課：子育て定住推進課、保健福祉課)

子育てと仕事の両立を支援するため、保育所・放課後児童クラブ等による支援やこどもの居場所の確保に取り組みます。

生活に困窮する世帯の保護者に対しては関係機関と連携し、自立や就労につながるよう支援を行い、就労機会の拡大に努めます。

(4) 教育支援の充実

① 母子・父子家庭医療費助成

(主な担当課：保健福祉課)

母子・父子家庭の親と子（18歳の年度末まで）の医療費の一部負担金（健康保険適用分）で月毎に一定の金額を超えた分を申請により助成します。

② 児童扶養手当支給

(主な担当課：子育て定住推進課)

児童を養育しているひとり親または養育者へ児童が18歳になる年度末まで（一定の障害がある場合は20歳まで）手当を支給する制度です。

5-4 ヤングケアラーへの支援

●● 実施方針 ●●

- ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくために、こども、教育、高齢、障害等の様々な分野が連携するとともに、町だけでなく、地域や民間事業者等とも協働しながら、対象となるこども、家庭を早期に発見し、支援につながる取り組みを進められるよう体制の強化、支援の充実に努めます。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
111	ヤングケアラーへの支援	・ヤングケアラーへの支援につながるよう、学校をはじめとする関係機関との情報共有や支援を進めます。	学校教育課 保健福祉課 子育て定住推進課/ 社会福祉協議会

※ ヤングケアラーとは、“本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者”のことです。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

資料：こども家庭庁

5-5 いじめ・不登校・ひきこもりへの支援

●● 実施方針 ●●

- いじめや不登校、ひきこもりなど、心身に困りごとを抱えるこどもの早期発見とともに、伴走的な支援体制を推進します。
- こどもが自己肯定感を育むことができるよう、世代間交流、遊び、学習、食事提供等、様々な形式の居場所のあり方を検討します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
112	いじめ・不登校への支援	・スクールソーシャルワーカーを配置するとともにスクールカウンセラーを派遣するなど相談支援体制の充実に努め、児童生徒の状況に応じた支援を行います。	学校教育課
113	ひきこもり居場所支援事業	・概ね15歳から64歳のひきこもり状態にある方やそのご家族などを対象に、社会参加へ向けた居場所としてフリースペースまるもりを開催します。	保健福祉課
114	子どもの心のケアハウス	・学校生活に困難がある児童生徒の居場所づくりや学びの場として「子どもの心のケアハウス」を設置し、学校復帰や社会的自立を支援しています。	学校教育課
115	適応指導教室「けやき教室」	・こどもの悩みや心配事を指導員と一緒に考えます。また、不登校傾向にある児童・生徒のための教室を運営しています。	学校教育課

【次世代の親・こども・家庭を持つことを希望する人への支援】

基本目標 6 結婚や子育てに希望の持てる人を増やす

6-1 子育てに関する意識の啓発

●● 実施方針 ●●

- 丸森町が「子育て支援のまち」であることを町内外に PR し、丸森町を担うこどもたちを自らのこども同様に地域ぐるみで育成していこうとする意識を高めます。
- 様々な取り組みを通じて丸森町の魅力を PR し、多くの人が町へ移り住むきっかけづくりとなる取り組みを推進します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
116	子育て支援のまちPR	・丸森町が「子育て支援のまち」であることを内外に PR し、町民意識の高揚を図ります。	子育て定住推進課
117	移住・定住・交流促進事業	・移住に関心のある方に丸森町を知ってもらうため、移住フェアへの出展や SNS を活用した情報発信を行います。	子育て定住推進課

6-2 次世代の親の育成

●● 実施方針 ●●

- 将来、親となる若い世代が乳児や園児とふれあう機会を提供し、子育ての楽しさを体験できるようにします。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
118	家庭教育セミナー	・家庭教育の意義や重要性を認識し、家庭・学校・地域が連携して役割を果たすための共通理解を図ります。年1回、家庭教育セミナーを開催します。	生涯学習課/ 丸森町社会福祉協議会
119	小中学生の子育て体験促進	・学校・保育施設または保育所等連携の下に小中学生が就学前のこどもと交流する機会を拡充し、子育てに関する意識の醸成を図ります。	学校教育課/ 社会福祉協議会

6-3 若者への支援

●● 実施方針 ●●

- 就職説明会や起業支援セミナーを開催し若い世代が町内で就労や起業できるよう支援を行います。
- 結婚の希望を叶えるため、婚活や新婚生活を支援します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
120	就職説明会の開催	・町内企業への理解を深め、優秀な人材の町内企業への就職を促すため、若者層の町からの流出抑制及び流入促進を目的として、周辺の高등학교の生徒を対象とした説明会を開催します。	商工観光課
121	起業支援セミナーの開催	・起業したい方や起業した方を対象に、必要な知識を学ぶことができるセミナーを開催します。	商工観光課
122	婚姻推進活動支援事業	・結婚相談所の入会費や月会費等の一部を助成します。	子育て定住推進課
123	結婚新生活支援事業	・婚姻に伴う新生活の経費（リフォーム、住宅賃借、引っ越し、住宅取得にかかる費用）を助成します。	子育て定住推進課
124	若年世代交流事業	・町民や町内で働く若者を対象としたイベントを開催し、交流の機会を創出します。	子育て定住推進課
125	同窓会への支援	・若者世代の郷土愛の醸成、Uターンや定住促進を図るため、同窓会に要する経費（会場の使用に係る経費や町内で支出する飲食に係る経費等）を助成します。	企画財政課

第5章 教育・保育施設及び地域子ども子育て支援事業の確保 (子ども・子育て支援事業計画)

第1節 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる町内の区域のことです（子ども・子育て支援法第61条第2項）。保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案したうえで市町村が設定します。

本町においても、地域のニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲として、教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な事業）の提供区域を次のとおり設定します。

図表 教育・保育提供区域の設定

■ 認定区分ごとの教育・保育提供区域とその考え方

認定区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳）	町全域	区域数が多い（区域が狭い）場合は、町全体の需要に対して、サービス提供や施設整備の面において、柔軟な対応がとりにくくなる場合があります。また、区域外のサービスを受ける際に煩雑な手続が必要になる場合もあります。 一方、区域数が少ない（区域が広い）場合は、サービスの種類によっては、利用者からみた利便性にやや欠ける面がありますが、町全域の中から多様なサービスが選択できることとなります。 そのため本町は、町全域を一つの区域とすることで、町全体のニーズに対応できるため、提供区域を「町全域」とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0～2歳）		

■ 地域子ども・子育て支援事業等の提供区域とその考え方

地域子ども・子育て支援事業等においては、各サービスの実施体制や提供する拠点施設の配置状況を踏まえ、第二期計画に引き続き町内全域を1区域として実施します。

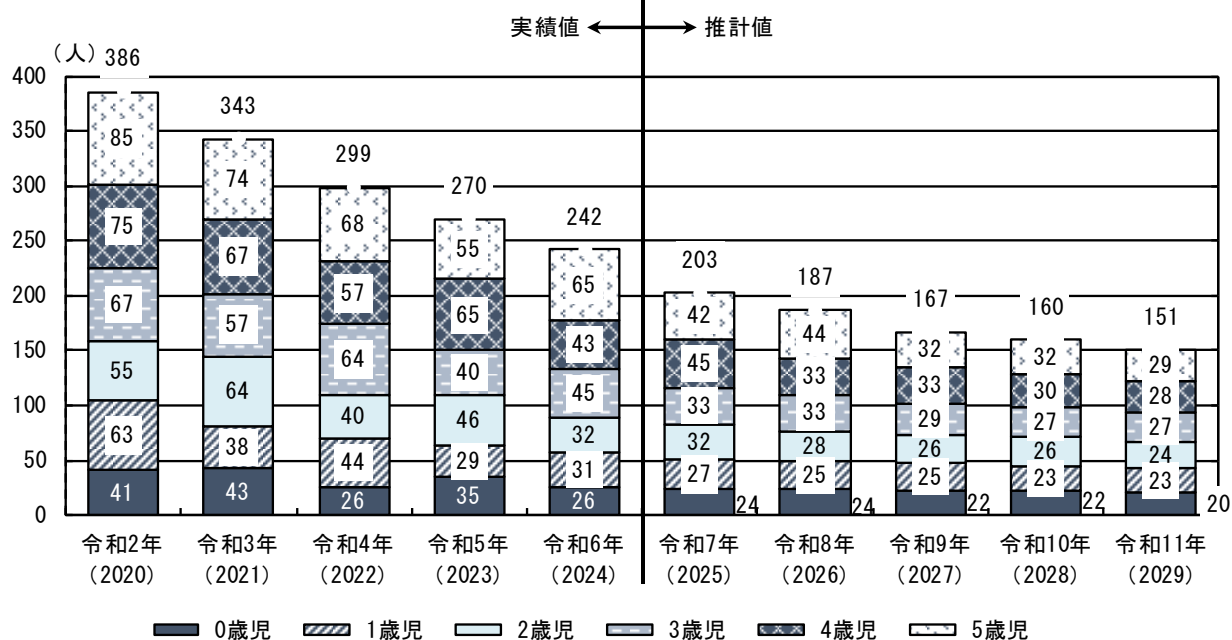
第2節 教育・保育の提供

1 計画期間における児童数の見込み

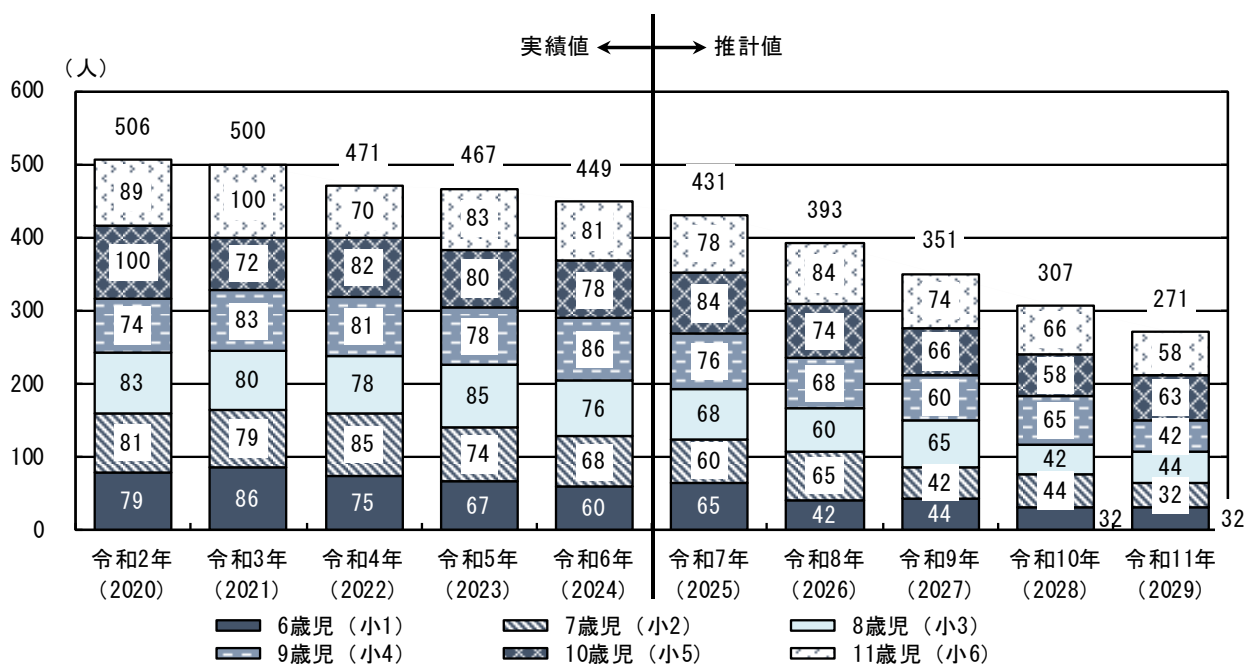
近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出した児童数の推計は以下のとおりです。

計画期間における推計では、引き続き児童数の減少が予測されています。

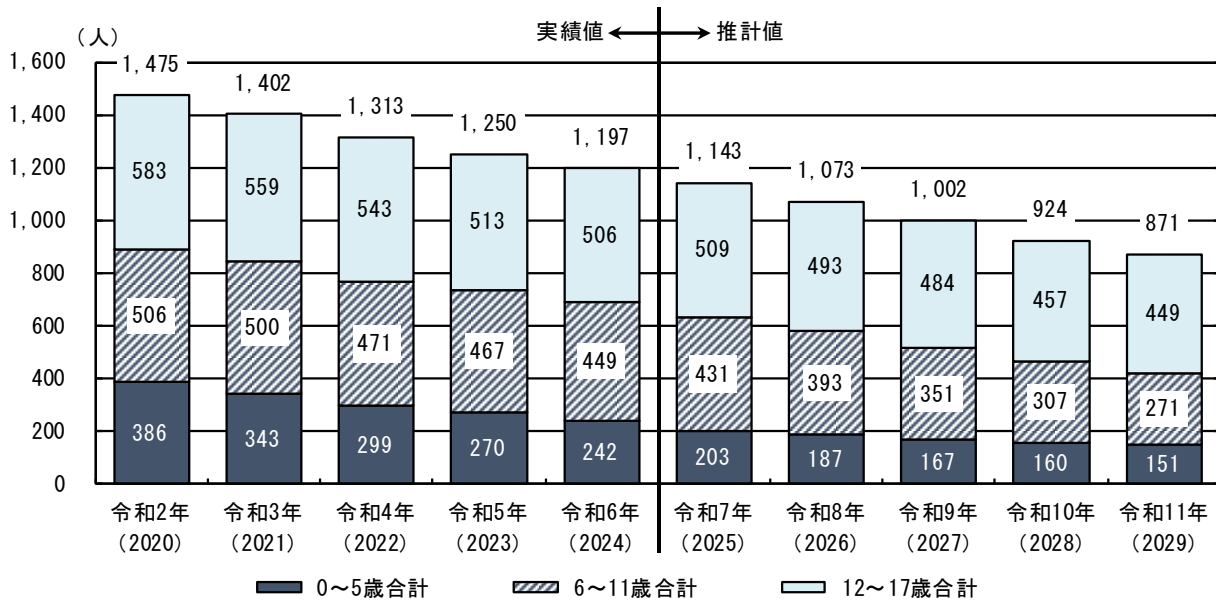
図表 児童数の推移（0～5歳）
（令和2年（2020）～令和11年（2029））



図表 児童数の推移（6～11歳）
（令和2年（2020）～令和11年（2029））



図表 児童数の推移（0～17歳）
（令和2年（2020）～令和11年（2029））



（単位：人）

	実 績 値					推 計 値				
	令和 2年 (2020)	令和 3年 (2021)	令和 4年 (2022)	令和 5年 (2023)	令和 6年 (2024)	令和 7年 (2025)	令和 8年 (2026)	令和 9年 (2027)	令和 10年 (2028)	令和 11年 (2029)
0～5歳	386	343	299	270	242	203	187	167	160	151
0歳	41	43	26	35	26	24	24	22	22	20
1歳	63	38	44	29	31	27	25	25	23	23
2歳	55	64	40	46	32	32	28	26	26	24
3歳	67	57	64	40	45	33	33	29	27	27
4歳	75	67	57	65	43	45	33	33	30	28
5歳	85	74	68	55	65	42	44	32	32	29
6～11歳	506	500	471	467	449	431	393	351	307	271
6歳	79	86	75	67	60	65	42	44	32	32
7歳	81	79	85	74	68	60	65	42	44	32
8歳	83	80	78	85	76	68	60	65	42	44
9歳	74	83	81	78	86	76	68	60	65	42
10歳	100	72	82	80	78	84	74	66	58	63
11歳	89	100	70	83	81	78	84	74	66	58
12～17歳	583	559	543	513	506	509	493	484	457	449
12歳	95	87	100	69	83	80	77	83	73	65
13歳	74	96	87	100	72	83	80	77	83	73
14歳	98	73	95	88	100	72	83	80	77	83
15歳	98	96	70	94	89	98	70	80	78	75
16歳	114	97	95	69	90	88	97	69	79	77
17歳	104	110	96	93	72	88	86	95	67	76

注：実績は住民基本台帳（各年4月1日）

〔児童数の推計方法（変化率法）〕

令和2年～令和6年の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を用いて、実績値間の年齢ごとの変化率（例：0歳→翌年1歳の人数変化）に基づき推計を行っています。

2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

教育・保育施設の充実に向けて各認定区分における計画期間の「量の見込み」については、令和2年度～令和6年度の町内全体の児童数、教育・保育施設の利用実績の推移をもとに算出します。

また、設定した「量の見込み」に対応し、当該年度中にどのくらいの定員や施設数等を確保するか、という年度ごとの目標数値として「確保の方策」をまとめます。

(1) 1号認定及び2号認定【3～5歳（教育・保育）】

【見込み量の推計方法】

- 計画期間の利用見込みについては、令和2年度～令和6年度の3～5歳児童数、教育・保育施設の利用実績の推移をもとに、利用率を推計し、将来児童数を乗じて算出しました。

【確保の方策】

- 計画期間における利用は町全体で8～14人程度と見込まれ、現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保します。

(単位：人)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
3～5歳児数	227	198	189	160	153	120	110	94	89	84
利用状況・量の見込み ①	32	26	22	20	18	14	12	10	9	8
1号認定(特定教育・保育施設) ※1を除く	32	26	22	20	18	14	12	10	9	8
1号認定(確認を受けない幼稚園) ※1を除く	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼児期の学校利用希望が強い ※1 新2号認定こども園幼稚園利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策 ②	30	30	30	30	30	20	20	20	20	20
特定教育・保育施設	30	30	30	30	30	20	20	20	20	20
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況 (②－①)	-2	4	8	10	12	6	8	10	11	12
利用率 (①÷3～5歳児数)	14.10%	13.13%	11.64%	12.50%	11.76%	11.67%	10.91%	10.64%	10.11%	9.52%

※実績値のうち令和6年度は見込値

(2) 2号認定【3～5歳（保育）】

【見込み量の推計方法】

- 計画期間の利用見込みについては、令和2年度～令和6年度の3～5歳児童数、教育・保育施設の利用実績の推移をもとに、利用率を推計し、将来児童数を乗じて算出しました。

【確保の方策】

- 計画期間における利用は町全体で75～105人程度と見込まれ、現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保します。

(単位：人)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
3～5歳児数	227	198	189	160	153	120	110	94	89	84
利用状況・量の見込み ①	170	157	151	135	131	105	97	83	80	75
特定教育・保育施設	170	157	151	135	131	105	97	83	80	75
保育所	20	14	15	12	10	8	7	6	6	5
認定こども園	150	143	136	123	121	97	90	77	74	70
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策 ②	180	180	180	141	141	114	114	114	114	114
特定教育・保育施設	180	180	180	141	141	114	114	114	114	114
保育所	26	26	26	11	11	11	11	11	11	11
認定こども園	154	154	154	130	130	103	103	103	103	103
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況 (②－①)	10	23	29	6	10	9	17	31	34	39
利用率 (①÷3～5歳児数)	74.89%	79.29%	79.89%	84.38%	85.62%	87.50%	88.18%	88.30%	89.89%	89.29%

※特定教育・保育施設：保育所（園）・認定こども園

※特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※実績値のうち令和6年度は見込値

(3) 3号認定【0歳（保育）】

【見込み量の推計方法】

- 計画期間の利用見込みについては、令和2年度～令和6年度の0歳児童数、教育・保育施設の利用実績の推移をもとに利用率を推計し、将来児童数を乗じて算出しました。

【確保の方策】

- 計画期間における利用は町全体で20人程度と見込まれ、現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保します。

(単位：人)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
0歳児童数	41	43	26	35	26	24	24	22	22	20
利用状況・量の見込み ①	9	22	13	21	21	20	20	18	18	17
特定教育・保育施設	9	22	13	21	21	20	20	18	18	17
保育所	0	4	0	3	2	2	2	2	2	2
認定こども園	9	18	13	18	19	18	18	16	16	15
特定地域型保育事業	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策 ②	22	22	22	16	16	20	20	20	20	20
特定教育・保育施設	21	21	21	15	15	20	20	20	20	20
保育所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
認定こども園	18	18	18	12	12	17	17	17	17	17
特定地域型保育事業	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況 (②-①)	13	0	7	-5	-5	0	0	2	2	4
利用率 (①÷0歳児数)	21.95%	51.16%	50.00%	60.00%	80.77%	83.33%	83.33%	81.82%	81.82%	85.00%

※特定教育・保育施設：保育所（園）・認定こども園

※特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※実績値のうち令和6年度は見込値

(4) 3号認定【1・2歳（保育）】

【見込み量の推計方法】

- 計画期間の利用見込みについては、令和2年度～令和6年度の1・2歳児童数、教育・保育施設の利用実績の推移をもとに、利用率を推計し、将来児童数を乗じて算出しました。

【確保の方策】

- 計画期間における利用は町全体で41～48人程度と見込まれ、現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保します。

(単位：人)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
1・2歳児童数	118	102	84	75	63	59	53	51	49	47
利用状況・量の見込み ①	95	72	66	60	50	48	45	44	43	41
年齢	95	72	66	60	50	48	45	44	43	41
1歳児	46	24	36	21	24	22	21	22	20	20
2歳児	49	48	30	39	26	26	24	22	23	21
特定教育・保育施設	94	71	66	58	50	48	45	44	43	41
保育所	8	4	11	7	3	4	4	4	4	4
認定こども園	86	67	55	51	47	44	41	40	39	37
特定地域型保育事業	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策 ②	83	83	83	68	68	68	68	68	68	68
特定教育・保育施設	79	79	79	64	64	64	64	64	64	64
保育所	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
認定こども園	73	73	73	58	58	58	58	58	58	58
特定地域型保育事業	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況 (②-①)	-12	11	17	8	18	20	23	24	25	27
利用率 (①÷1・2歳児数)	80.51%	70.59%	78.57%	80.00%	79.37%	81.36%	84.91%	86.27%	87.76%	87.23%

※特定教育・保育施設：保育所（園）・認定こども園

※特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※実績値のうち令和6年度は見込値

第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業について

計画期間の地域子ども・子育て支援事業等の「量の見込み」については、令和2年度～令和6年度の町内全体の児童数、利用実績の推移をもとに算出します。

また、設定した「量の見込み」に対応し、当該年度中にどのくらいの定員や施設数等を確保するか、という年度ごとの目標数値や実施体制等として「確保の方策」をまとめます。

(1) 利用者支援事業

- こどもまたはこどもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業です。

【見込み量の推計方法】

- 実績をもとに、令和7年度以降も同様とします。

【確保の方策】

- こども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保健師等の専門職がすべての妊婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等に対しきめ細かな支援を実施します。

(単位：か所)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
実施か所数(基本型)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
実施か所数※1 (こども家庭センター型)	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1

※1 令和5年度までは母子保健型、令和6年度からこども家庭センター型

※実績値のうち令和6年度は見込値

(2) 地域子育て支援拠点事業

- 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。

【見込み量の推計方法】

- 本事業については、「児童数」、「年間延べ利用数」の2つの推移傾向が計画期間も同様に推移することを見込み、「年間延べ利用数」を推計しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用は町全体で780～1,050人日と見込みます。

- 本事業の実施にあたっては、町内 2 か所で実施している現在のサービス提供基盤から、必要利用数を確保します。

(年間延べ利用数 単位：人日・か所)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
0～5 歳児数	386	343	299	270	242	203	187	167	160	151
1 人当たり利用回数	6.22	4.18	4.92	5.43	4.50	5.19	5.19	5.19	5.19	5.19
利用状況・量の見込み	2,400	1,434	1,472	1,467	1,090	1,050	970	870	830	780
施設数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

※実績値うち令和 6 年度は見込値

(3) 妊婦健診事業

- 妊婦が医療機関等で定期的に行う健診費用を助成する事業です。

【見込み量の推計方法】

- 当該年度の前年度の 0 歳児数を母子健康手帳交付者と見込み、1 人当たり利用回数(12 回)を乗じて見込みます。

【確保の方策】

- 計画期間における利用は、母子健康手帳交付者数の状況から町全体で 19～24 人と見込みます。
- 本事業の実施にあたっては、妊娠・出産にあたり、支援を要する妊婦を早期に発見するとともに、医療機関等と連携し、必要時に保健師等による継続支援を行うことで、切れ目のない支援体制の確保に努めます。

(単位：人)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
利用状況・量の見込み (母子健康手帳交付者数)	34	31	31	27	24	24	22	22	20	19
利用回数(年間延べ健診数)	414	319	402	290	264	264	242	242	220	209
利用回数(1 人当たり利用回数)	12.2	10.3	13.0	10.4	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0

※実績値のうち令和 6 年度は見込値

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

- 生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

【見込み量の推計方法】

- 本事業については、当該年度の 0 歳児すべてに実施することを目的としているため、各年度の「将来児童数(0 歳児)」を見込み量としています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用は、町全体で 20～24 人と見込みます。
- 本事業の実施にあたっては、引き続き保健師等の専門職及び主任児童委員が乳児家庭への家庭訪問を行い、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や育児不安の軽減を図ります。
- 新たに実施する児童育成支援、親子関係形成支援等の対象となる状況の把握につなげるよう実施体制や情報共有体制の確保に努めます。

(単位：人)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
0 歳児数	41	43	26	35	26	24	24	22	22	20
利用状況・量の見込み	39	21	30	28	26	24	24	22	22	20

※実績値のうち令和 6 年度は見込値

(5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

- 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、助言・指導等）を行う事業です。

【見込み量の推計方法】

- 事業実績から、各年度の 0～5 歳児の「利用出現率」を算出し、「児童数」、「利用出現率」の 2 つの推移傾向が計画期間も同様に推移することを見込み、「将来児童数」に「利用出現率」を乗じて「利用者数」を推計しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用は町全体で 9～10 人と見込みます。
- 本事業の実施にあたっては、養育支援が必要な家庭を訪問し、相談に応じるなど、子育ての負担軽減を図るとともに、訪問援助を通じて新たに実施する子育て世帯訪問支援や児童育成支援、親子関係形成支援等の対象となる状況の把握につなげるよう実施体制や情報共有体制の確保に努めます。

(単位：人)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
0～5 歳児数	386	343	299	270	242	203	187	167	160	151
利用状況・量の見込み	4	10	7	10	8	10	9	9	9	9

※実績値のうち令和 6 年度は見込値

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、地域ネットワーク構成員（関係機関等）の専門性強化及び連携強化を図る取組を実施する事業です。

【確保の方策】

- 児童虐待の予防、早期発見やこどもの適切な保護のために、丸森町こども家庭センター「WARASKO」を調整機関とした「要保護児童対策地域協議会」の運営を推進します。要保護児童対策地域協議会では、相互に連絡を取り合い、情報の交換や支援に関する協議を行うことで、こどもを守る取り組みを推進します。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ）

- 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

【見込み量の推計方法】

- 事業実績がないため、令和７年度以降も０人と見込みます。

【確保の方策】

- 計画期間における利用は町全体で０人の見込みですが、計画期間において利用が生じた場合に備え、児童相談所等、広域において保護を適切に行うことができる施設の確保について引き続き検討します。

（単位：人）

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
0～5 歳児数	386	343	299	270	242	203	187	167	160	151
利用状況・量の見込み										

（７）子育て援助活動支援事業

- 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施事業です。

【見込み量の推計方法】

- 事業実績がないため、令和７年度以降も０人と見込みます。

【確保の方策】

- 本町では実施していない事業であるため、計画期間においては、利用は不定期で、かつ有償であること、協力員の確保が必要であることを踏まえ、引き続きニーズについて注視し、必要に応じて事業実施について検討することとします。

（単位：人）

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
0～5歳児数	386	343	299	270	242	203	187	167	160	151
就学前児童										
6～11歳児数	506	500	471	467	449	431	393	351	307	271
小学生児童										

(8) 一時預かり事業

- 保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

① 幼稚園における預かり保育（幼稚園型）

【見込み量の推計方法】

- 「幼稚園利用者（新制度移行幼稚園）」、「年間延べ利用数」から「1人当たり利用数」を算出し、「幼稚園利用者（新制度移行幼稚園）」、「1人当たり利用数」の2つの推移傾向が計画期間も同様に推移することを見込み、「幼稚園利用者（新制度移行幼稚園）」に「1人当たり利用数」を乗じて「年間延べ利用数」を推計しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用は町全体で8～14人日と見込みます。
- 本事業の実施にあたっては、町内2か所で実施している現在のサービス提供基盤から、必要利用数を確保します。

(年間延べ利用数 単位：人日・か所)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
幼稚園利用者	32	26	22	20	18	14	12	10	9	8
年間延べ利用数	53	14	50	52	62	69	67	63	60	56
施設数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1人当たり利用数	1.7	0.5	2.3	2.6	3.5	4.9	5.6	6.3	6.7	7.0

※実績値のうち令和6年度は見込値

② 保育所等による一時預かり

【見込み量の推計方法】

- 「保育所・認定こども園利用者」から「1人当たり利用数」を算出し、「保育所・認定こども園利用者」に実績期間（令和2年度～令和5年度）の平均を乗じて算出しています。
- 子育て援助活動支援事業による一時預かりについては、利用実績がないため、令和7年度以降も0人と見込みます。

【確保の方策】

- 計画期間における利用は町全体で 138～172 人日と見込みます。
- 本事業の実施にあたっては、町内 2 か所で実施している現在のサービス提供基盤から、必要利用数を確保します。

(年間延べ利用数 単位：人日・か所)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
保育所・認定こども園利用者	273	250	230	214	200	172	162	150	145	138
一時預かり事業	119	16	138	81	74	61	76	74	73	72
子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1 人当たり利用数	0.4	0.1	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4

※実績値のうち令和 6 年度は見込値

(9) 延長保育事業

- 保育所等で時間外保育を実施する事業です。

【見込み量の推計方法】

- 「保育所・認定こども園利用者」から、「1 人当たり利用回数」を算出し、「保育所・認定こども園利用者」、「1 人当たり利用回数」の 2 つの推移傾向が計画期間も同様に推移することを見込み、「保育所・認定こども園利用者」に「1 人当たり利用回数」を乗じて「年間延べ利用数」を推計しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用は町全体で 138～172 人と見込みます。本事業は町内 3 か所の施設において実施している現在のサービス提供基盤から、必要利用数を確保します。

(年間延べ利用数 単位：人回・か所)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
保育所・認定こども園利用者	273	250	230	214	200	172	162	150	145	138
利用状況・量の見込み	5,548	5,231	3,603	3,117	2,636	2,490	2,340	2,170	2,100	2,000
1 人当たり利用回数	20.32	20.92	15.67	14.57	13.18	14.47	14.47	14.47	14.47	14.47
施設数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

※実績値のうち令和 6 年度は見込値

(10) 病児保育事業（病後児）

- 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業です。

【見込み量の推計方法】

- 「0～5 歳児童数」、「延べ利用者数」の2つの推移傾向が計画期間も同様に推移することを見込み、「延べ利用者数」を推計しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用は、町全体で延べ4～5人回と見込みます。
- 本事業の実施にあたっては、町内1か所で実施している現在のサービス提供基盤から、必要利用数を確保します。

(延べ利用者数 単位：人回・か所)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
0～5 歳児数	386	343	299	270	242	203	187	167	160	151
利用者数	0	3	2	3	3	4	4	4	4	5
施設数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※実績値のうち令和6年度は見込値

(11) 放課後健全育成事業

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【見込み量の推計方法】

- 各学年の「児童数」に占める「各利用者数」から利用率を算出し、令和7年以降の利用割合も令和2年度～令和5年度の平均利用率と同程度で推移すると予測し、各年度の「利用割合」を推計します。
- 各小学校区の1～3年生、4～6年生の「児童数」に「利用割合」を乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用は町全体で87～147人と見込みます。
- 本事業の実施にあたっては、町内7か所の施設において実施している現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保します。

(単位：人)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
利用状況・量の見込み① (1～6年生)	160	172	182	168	149	147	131	117	100	87
低学年(1～3年生)	118	115	121	102	93	92	80	72	56	51
1年生	43	50	39	34	31	35	23	24	17	17
2年生	38	33	49	30	30	28	31	20	21	15
3年生	37	32	33	38	32	29	26	28	18	19
高学年(4～6年生)	42	57	61	66	56	55	51	45	44	36
4年生	16	28	29	28	27	24	22	19	21	13
5年生	15	14	23	21	17	19	16	15	13	14
6年生	11	15	9	17	12	12	13	11	10	9
確保の方策②										
全学年(1～6年生)	249	249	249	275	275	275	275	275	275	275
施設数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
需給状況(②-①)	89	77	67	107	126	128	144	158	175	188

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の方策】

- 本町では、独自の事業として保育料等無償化事業において副食費の無償化を行っているほか、町立小中学校入学準備支援事業等を実施し、必要な物品の購入に要する費用の経済的な負担軽減に取り組んでいます。今後も引き続き支援の必要な世帯の把握に努め、費用負担の軽減に努めます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- 地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【確保の方策】

- 本事業においては、事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行い、参入促進・能力活用を支援します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

- 家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【確保の方策】

- 新規の事業であり、計画期間に対象となる利用者は見込みませんが、引き続き相談事業や訪問、健診等の様々な機会や関係機関との連携を通じて対象者の把握に努め、すべての要支援者が支援につながるよう取り組みます。

(15) 児童育成支援拠点事業【新規】

- 虐待を防止し、児童にとって最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【確保の方策】

- 新規の事業であり、計画期間に対象となる利用者は見込みませんが、町内での居場所づくりとともに、支援の必要な児童の把握に努め、適切に支援につながる体制を確保します。

(16) 親子関係形成支援事業【新規】

- 親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的に、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

【確保の方策】

- 新規の事業であり、計画期間に対象となる利用者は見込みませんが、妊婦健康診査事業や乳児家庭全戸訪問事業での相談、訪問機会をはじめ、様々な教育・保育施設での状況等から、対象となる保護者や児童の把握に努め、支援につながる体制を確保します。

(17) 産後ケア事業

- 出産後1年以内の母子を対象に、母親の心身のケアや育児サポートをし、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的として実施する事業で、宿泊型、通所型・訪問型があります。

【見込み量の推計方法】

- 本町では令和5年度から、本事業を実施しており、毎年度延べ5人の利用実績があります。実績をもとに、令和7年度以降も同程度の利用を見込みます。

【確保の方策】

- 母子健康手帳交付、妊娠期の面談、新生児訪問等の伴走型相談支援を通し、すべての母子への周知を図り、支援につながる体制を確保します。

(単位：人日)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
0～1歳児	104	81	70	64	57	51	49	47	45	43
年間延べ利用日数	—	—	—	5	5	5	5	5	5	5

※実績値のうち令和6年度は見込値

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図ったうえで、令和8年度より、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとしています。

そのため、本町においても令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて検討することとします。

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要】

- すべての自治体で利用できる制度で、保護者の働き方やライフスタイルに関わらず、こどもが保育所（園）等で過ごす機会を保障することを目的としています。
- 生後6か月から2歳までのこどもを、月に10時間まで、保育所（園）等に預けることができる制度です。

【確保の方策】

- 新規の事業であり、本町では令和8年度以降に実施を予定しています。
- 本町では保育料の完全無償化を実施しているほか、一時保育利用促進事業として6か月～2歳未満（未就園）の一時保育利用者へ無料利用券を配布しているため、計画期間の利用者は見込みませんが、計画期間において利用が生じた場合に備え、町内では保育施設にすでに通っている児童と一緒に保育を行う「一般型（在園児と合同）」または、利用定員に達しない保育施設が、定員の範囲内で受け入れる「余裕活用型」等により、実施体制を確保します。

（単位：人）

区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
3歳児未満 (教育・保育施設未利用者)	19	16	13	12	10
利用状況・量の見込み	—	—	—	—	—
確保の方策（受入可能数）	—	—	—	—	—
施設数	—	1	1	1	1

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 丸森町子ども・子育て会議による進捗評価

本計画を推進するため、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において確認し、毎年度評価を実施していきます。

また、子ども・子育て会議では、教育・保育事業等の需要計画内容と実際の認定及び利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には必要に応じて修正を行います。なお、大幅な修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

子ども・子育て会議の役割

- ①教育・保育施設や地域型保育事業に関する町の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ②町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
- ③町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

2 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

丸森町がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

3 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

第2節 計画の進行管理

1 計画の進行管理

本計画に基づく各種施策の推進については、実効性を高めるため、子ども・子育て会議において計画の進捗について確認するほか、庁内で組織する丸森町こどもの未来を全力応援推進本部を活用し、総合的かつ計画的に取り組めます。

また、本町が実施している行政評価制度により、各事業を評価・検証し事業の改善や計画の進行管理を行っていきます。

2 成果指標と目標数値

本計画では、成果指標と目標数値を設定（40 ページ記載）し、施策・事業による効果を客観的に把握します。

また、計画最終年度に成果指標を評価・検証することで、新たな計画の着実な推進と必要に応じた見直しにつなげます。